

第2編 地震・津波災害編

鴨川市地域防災計画

第2編 地震・津波災害編

第1章 災害予防計画.....	1
第1節 地域防災力の向上.....	1
1. 防災知識の普及と防災意識の啓発.....	1
2. 広報すべき内容.....	2
3. 教育訓練計画.....	3
4. 自主防災組織の育成、強化.....	3
第2節 地盤災害予防対策.....	6
1. 地盤災害の防止.....	6
2. 地盤の液状化対策.....	6
3. 液状化対策の広報・周知.....	7
第3節 防災都市づくり.....	8
1. 出火防止.....	8
2. 建築物の不燃化対策.....	9
3. 土地区画整理事業等.....	9
4. 建築物の防災対策.....	9
5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進.....	10
6. ライフライン等の耐震対策.....	11
7. 道路等交通施設の整備.....	13
8. 港湾施設の安全化.....	13
9. 危険物施設等の安全化.....	13
第4節 防災施設等の整備.....	15
1. 災害用備蓄の整備.....	15
2. 避難施設の整備.....	16
3. 災害通信施設等の整備.....	17
第5節 津波災害予防対策.....	18
1. 津波調査.....	18
2. 津波避難対策.....	18
3. 津波防災施設の整備.....	18
4. 津波に対する自衛体制の確立.....	19
5. 津波広報、避難訓練.....	20
第6節 要配慮者の安全確保対策.....	21
1. 在宅要配慮者への対応.....	21
2. 社会福祉施設等における防災対策.....	22
3. 外国人への防災対策.....	23
第7節 帰宅困難者対策.....	24
1. 一斉帰宅の抑制.....	24
2. 帰宅困難者収容施設の指定.....	24
3. 帰宅困難者等への情報提供.....	24
第2章 災害応急対策計画.....	25
第1節 災害応急活動体制.....	25

1. 初動体制.....	25
2. 配備体制.....	26
3. 職員の動員.....	27
4. 地域参集体制.....	27
5. 災害警戒本部.....	27
6. 災害対策本部.....	28
第2節 情報収集伝達.....	35
1. 情報連絡体制.....	35
2. 地震情報等の収集伝達.....	36
3. 被害情報の収集・調査.....	40
4. 災害報告.....	41
第3節 災害広報・広聴活動.....	44
1. 市の行う広報.....	44
2. 避難所での広報.....	45
3. 報道機関への対応.....	45
4. 被災者相談.....	46
第4節 災害救助法の適用.....	47
1. 災害救助法の適用基準.....	47
2. 被災世帯の算定.....	47
3. 災害救助法の適用手続き.....	48
4. 救助の実施.....	49
第5節 広域応援・自衛隊派遣要請.....	50
1. 自治体等への応援要請.....	50
2. 消防の広域応援要請.....	52
3. 自衛隊の災害派遣.....	52
第6節 消防・救助救急・水防・危険物等対策.....	56
1. 消防活動.....	56
2. 救助活動.....	57
3. 救急活動.....	58
4. 危険物等の対策.....	58
第7節 警備・交通・輸送.....	59
1. 警備計画.....	59
2. 交通規制.....	60
3. 緊急輸送路の確保.....	62
4. 緊急通行車両等の確認.....	62
5. 緊急輸送の実施.....	63
第8節 避難対策.....	65
1. 津波避難.....	65
2. 避難の勧告・指示.....	65
3. 警戒区域の設定.....	68
4. 避難誘導.....	69
5. 避難所開設.....	69
6. 避難所の運営.....	69
7. 避難所設備の整備.....	70
8. 避難者への支援.....	71

9. 要配慮者の避難対策.....	72
10. 広域避難.....	72
11. 避難所の集約及び解消.....	72
第9節 医療救護.....	73
1. 応急医療救護活動.....	73
2. 医薬品・医療用資器材等の確保.....	75
3. 被災者等の健康管理.....	75
第10節 防疫・清掃.....	76
1. 検病調査・健康診断.....	76
2. 防疫活動.....	77
3. 避難所における衛生管理.....	77
4. 保健活動.....	77
5. 食品衛生対策.....	77
6. し尿の処理.....	78
7. ごみの処理.....	78
8. 障害物の除去.....	79
9. 動物対策.....	80
第11節 食料・飲料水・生活必需品等の供給.....	81
1. 食料の供給.....	81
2. 給水.....	82
3. 生活必需品の供給.....	83
4. 救援物資の受け入れ・管理.....	84
5. 県による物的支援.....	84
第12節 行方不明者の捜索・遺体の処理.....	85
1. 行方不明者の捜索.....	85
2. 遺体の処理.....	85
3. 遺体の埋火葬.....	86
第13節 被災住宅対策.....	87
1. 応急仮設住宅.....	87
2. 住宅の応急修理.....	88
3. 被災建築物の応急危険度判定.....	88
4. 被災建築物の撤去・解体.....	89
5. 被災宅地の危険度判定.....	89
第14節 文教対策及び労働力の確保.....	90
1. 災害発生時の対応.....	90
2. 応急教育活動.....	90
3. 応急保育.....	92
4. 労働力の確保.....	92
第15節 ライフライン施設等の応急・復旧.....	93
1. 上水道施設.....	93
2. ガス施設.....	94
3. 電力施設.....	94
4. 通信施設.....	95
5. 道路・橋梁.....	95
6. 公共施設.....	95

7. 鉄道施設.....	96
第16節 ボランティア活動への対応.....	97
1. ボランティア団体への要請.....	97
2. ボランティアへの対応.....	97
第17節 要配慮者への対応.....	99
1. 要配慮者の安全確認.....	99
2. 要配慮者への支援.....	99
3. 福祉仮設住宅の供給.....	100
4. 福祉施設入所者等への対策.....	100
5. 外国人への対策.....	100
第18節 孤立対策.....	101
1. 孤立地区の確認.....	101
2. 救助・救出.....	101
3. 集団避難.....	101
4. 緊急支援物資の確保・搬送.....	101
第19節 帰宅困難者対策.....	102
1. 安全確保.....	102
2. 帰宅困難者への支援.....	102
第3章 災害復旧・復興計画.....	103
第1節 被災者生活への支援.....	103
1. 被災者台帳の作成等.....	103
2. 災害見舞金等の支給.....	104
3. 被災者生活再建支援金.....	104
4. 災害復興住宅融資.....	104
5. り災証明書の発行.....	105
6. 災害公営住宅の供給.....	105
7. 租税等の減免等.....	105
8. 介護保険における措置.....	106
9. 職業のあっせん.....	106
10. 農林漁業への融資.....	106
11. 中小企業への融資.....	106
12. 義援金の受け付け・配分.....	107
13. 郵便事業における措置.....	107
第2節 生活関連施設等の復旧対策.....	108
1. 災害復旧事業計画.....	108
2. 災害復旧予算措置.....	108
第3節 激甚災害の指定.....	109
第4節 災害復興.....	111
1. 復興計画作成の体制づくり.....	111
2. 復興に対する合意形成.....	111
3. 復興計画の推進.....	111
第4章 東海地震対応計画.....	112
第1節 総則.....	112
1. 計画策定の趣旨.....	112
2. 基本方針.....	112

3. 東海地震関連情報の発表.....	113
4. 今後の課題.....	113
第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置.....	114
1. 東海地震注意情報の伝達.....	114
2. 活動体制.....	115
3. 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報.....	116
4. 混乱の防止.....	116
第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置.....	118
1. 活動体制.....	118
2. 警戒宣言の伝達及び広報.....	119
3. 水防・消防等対策.....	122
4. 交通・公共輸送対策.....	123
5. 上下水道、ガス、電気、通信等対策.....	124
6. 学校・病院・社会福祉施設等対策.....	127
7. 避難対策.....	129
8. 生活物資対策.....	130
9. 金融対策.....	130
10. 救護救援・防疫対策.....	131
11. その他の対策.....	132
第4節 住民等がとるべき措置.....	133
1. 住民のとるべき措置.....	133
2. 自主防災組織のとるべき措置.....	136
3. 事業所のとるべき措置.....	137

第1章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

項目	実施担当	関係機関
1. 防災知識の普及と防災意識の啓発	危機管理課	県、関係機関
2. 広報すべき内容	危機管理課	県、関係機関
3. 教育訓練計画	各課、学校教育課	県、関係機関
4. 自主防災組織の育成、強化	危機管理課、農林水産課	消防本部、社会福祉協議会、 県、施設管理者、事業所

1. 防災知識の普及と防災意識の啓発

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、住民一人ひとりが身の周りで起き得る災害リスクについての正しい認識を持ち、「自らの命は自らが守る」との自助意識を徹底し、日頃から災害時に取るべき行動を把握していることが最も必要なことである。このため、危機管理課、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。

また、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

(1) 実施の時期

防災に関する知識の普及啓発について、常時行うことが必要であるが、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

(2) 広報の実施方法

- ① 新聞の利用
各新聞社の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。
- ② ラジオ、テレビの利用
各ラジオやテレビ局の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。
- ③ 広報紙への掲載
防災に関しての知識を深めるため、広報かもがわ等の広報紙に、防災に関する知識に関する事項を掲載して関心を高める。
- ④ 市ホームページへの掲載
防災に関しての知識を深めるため、市のホームページに、防災に関しての知識を深める情報を掲載して関心を高める。
- ⑤ ハザードマップの配布、掲示
災害の危険区域を示したハザードマップ（震度分布、津波浸水、液状化危険度等）を作成し、住民への配布、公共施設への掲示を行う。

- ⑥ 防災に関する講演会、説明会、座談会の開催（県・市）
災害に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の普及・啓発を図り、災害の予防対策に役立たせるため、随時市職員、自主防災会その他関係者を対象として実施する。
- ⑦ 学校教育
園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図るため、教材となる資料を提供する。特に、防災教育を新たに位置づけた「学校教育指導の指針」等に基づき、園児・児童・生徒の発達段階や学習の実態に即して、防災教育を計画的に進める。
学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童・生徒への防災教育の充実を図る。
- ⑧ 千葉県西部防災センター（県）の活用
センターのVRなどの体験施設等を通じて、災害に関する知識の普及・啓発に努める。
- ⑨ 事業所への防災知識の普及・啓発
防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員への講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。
同時に、事業所における事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発および支援に努める。

(3) 配慮事項

- ① 要配慮者への対応
防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。
- ② 過去の災害教訓の伝承
防災知識の普及・啓発にあたっては、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えるため、災害調査の結果や資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるように公開に努める。

2. 広報すべき内容

普及・啓発すべき防災広報の事項は、概ね次のとおりである。

(1) 市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条に基づく「鴨川市地域防災計画」の要旨の公表は、防災会議が市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。

(2) 災害予防の知識

平常時から市民、事業所等が自らの身を守るための知識、自主防災組織等の地域防災力向上のための知識、その他一般的な災害に関する知識を広報する。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、適切な行動がとれるよう広報する。

- ① 気象警報・注意報、津波警報・注意報、特別警報等の種別と対策
- ② 避難する場合の携帯品
- ③ 避難所・避難場所等
- ④ その他避難時の心得

また、避難情報等を確実に伝達するため、多様な手段の導入促進を図る。

3. 教育訓練計画

(1) 緊急連絡網及び動員計画の策定

各課及び関係機関は、個々の災害対策員の配備体制及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務外についても、緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制を確保する。

(2) 行動マニュアルの作成

各課及び関係機関は、個々の職員が、災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、行動マニュアルを作成する。

(3) 職員等の防災教育の実施

危機管理課及び総務課は、職員等への防災教育を実施する。

- ① 過去に起きた災害の教訓を生かした災害予防活動の研修を実施する。
- ② 関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させる。
- ③ 図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

(4) 学校等における応急教育計画の策定

学校教育課は、災害時の応急教育計画を作成しておき、関係機関への連絡体制や所属職員の非常招集方法等を定める。

(5) 各種防災訓練の実施

① 避難等救助訓練

各課及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、集客施設等では、利用者、従業員等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、各施設の実情に合わせ、年2回以上の訓練を実施する。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことを検討する。

② 総合防災訓練

危機管理課は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、NPO・ボランティア組織及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。

(6) 業務継続計画の策定

各課及び関係機関は、災害発生後に迅速かつ円滑な業務の再開及び継続ができるよう、業務継続計画（BCP）の策定を行い、各種防災訓練時には、業務再開・継続のための訓練も実施する。

4. 自主防災組織の育成、強化

大きな災害が発生した場合、被害が広域にわたるため防災機関のみで対処することが困難になることが予想されることから、各地域で自発的に防災活動を行う自主防災組織、事業所防災組織の強化を図る。

(1) 自主防災組織の育成

市は地域住民による自主的な防災組織の設置育成に努めるとともに、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

危機管理課は、自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、「鴨川市自主防災組織補助金交付要綱」により防災備品・備蓄品購入等を支援する。

また、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化に努めるとともに、男女共同参画の観点から女性の経験や能力を活用する。

さらに、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。

なお、自主防災組織に求められる活動は、次のとおりである。

■自主防災組織に求められる活動

平常時	1 防災に関する知識の普及・啓発及び出火防止の徹底 2 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 3 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 4 地域を知るため、地域内の避難所、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 5 災害時避難行動要支援者対策 6 家庭の安全点検
発災時	1 出火防止及び初期消火の実施 2 地域内の被害状況等の情報収集、住民への避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 3 救出救護の実施及び協力 4 集団避難の実施 5 炊き出し、給水や救助物資の配布に対する協力

(2) 事業所防災体制の強化

① 防火管理体制の強化

施設管理者は、学校、病院、集客施設等の多数の人が出入りする施設について、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。また、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

② 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設で災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

③ 事業所組織

事業所は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所はもちろん、地域の安全と密接な関連のある事業所については、従業員、利用者の安全を確保するとともに、

地域の災害を最小限に食い止めるため、自主的に防災組織を編成し、事業所内における安全確保の他、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

また、その具体的な活動は、概ね次のとおりである。

- ア. 防災訓練
 - イ. 従業員の防災
 - ウ. 情報の収集・伝達方法
 - エ. 火災その他の災害予防対策
 - オ. 避難対策
 - カ. 応急救護対策
 - キ. 地域の防災活動への協力
- ④ 中小企業の事業継続

商工観光課は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(3) ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、社会福祉協議会は、県が開催する研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。

また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練、情報共有会議等を通じて推進するものとする。

第2節 地盤災害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 地盤災害の防止	都市建設課	
2. 地盤の液状化対策	都市建設課、農林水産課、水道課	県
3. 液状化対策の広報・周知	危機管理課	県

1. 地盤災害の防止

都市建設課は、地震に伴う地盤災害による人的、物的被害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、市が行った防災アセスメント調査等による地盤の液状化危険度等、危険地域の実態を把握し、危険箇所における災害防止策を講ずる。

なお、土砂災害の防止対策は、「風水害等編第1章予防計画第3節土砂災害予防計画」に定める。

2. 地盤の液状化対策

都市建設課、農林水産課、水道課及び県は、地震時において液状化現象の発生が予想される地域にあっては、地盤特性との関係を踏まえ、千葉県東方沖地震(1987年)、阪神・淡路大震災(1995年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)等の教訓を生かし検討等を行う。

(1) 道路・橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予測される橋梁については、橋梁の損壊を防ぐ方策を講じる。

(2) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地盤の低い地域では通常の水位(潮位)で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の液状化対策など耐震対策を緊急的に実施する必要がある。

このため、県では国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行っており、危険度の高い箇所より液状化対策をすることとなっている。

(3) 漁港施設

県は、地震に強い港湾、港湾海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において、液状化対策を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施する。

(4) 上水道

水道課は、浄水施設、配水施設の周辺において液状化が予測される場合は、地盤改良等の対策に努める。上水管路においては、耐震性の高い管路網整備を適宜実施する。

3. 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化に関する知識の広報・周知

危機管理課は、県が平成26・27年度に作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、市民に広報・周知を図る。

(2) 建築物

県は、建築物の基礎、杭等について建築基準法（昭和25年法律第201号）等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

第3節 防災都市づくり

項目	実施担当	関係機関
1. 出火防止		消防本部
2. 建築物の不燃化対策	都市建設課	県
3. 土地区画整理事業等	都市建設課	県
4. 建築物の防災対策	都市建設課、各施設を所管する課	
5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進	都市建設課	県
6. ライフライン等の耐震対策	水道課	県、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)
7. 道路等交通施設の整備	都市建設課、農林水産課	県、東日本旅客鉄道(株)
8. 港湾施設の安全化	農林水産課	県
9. 危険物施設等の安全化		県、消防本部

1. 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

消防本部は、次の対策を実施する。

① 一般住宅等

地震に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

② 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、劇場、ホテル、病院及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が存在し、管理権限が別れている雑居ビル、地下街等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

③ 予防査察の強化指導

消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

④ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

⑤ 住宅用防災機器の設置

消防法に基づき住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に住宅用防災警報器、住宅用防災報知設備を設置するように指導する。

(2) 初期消火

消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

2. 建築物の不燃化対策

都市計画法に基づき、防火地域、準防火地域の指定を行い、木造建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

(1) 建築物の防火規制

都市建設課及び県は、防火、準防火区域及び建築基準法第22条による「屋根不燃区域」の指定により、木造建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

(2) 都市防災不燃化促進事業

都市建設課は、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3. 土地区画整理事業等

既成市街地における建築物の過密、用途の混在等の都市環境の悪化、道路、公園、駐車場等の未整備による都市機能の低下等の問題に対処していくため、土地区画整理事業等により都市の防災化を推進する。

(1) 延焼遮断帯の整備

市内を防火区画に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、市街地整備等の事業を通じて道路等の延焼遮断帯としての機能強化・整備を進める。

県及び都市建設課は、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(2) オープンスペースの確保

県及び都市建設課は、市街地及びその周辺部におけるオープンスペースを確保し、やすらぎのある快適な公園の整備を図るとともに、緑の基本計画に基づく計画の実現に努め、住民参加の緑化運動の推進などを通じて緑の保全を図り、うるおいのあるまちづくりを目指して、緑化の推進を図るとともに、それらの公園に防災機能を持たせるよう努める。

4. 建築物の防災対策

(1) 公共建築物の防災対策

不特定多数の者が利用する特殊建築物の新築等については、県が作成をした「防災計画書作成指導指針」に基づき、建築主及び設計者に防災計画書の作成を指導し、防災設計の推進と防災意識の高揚を図る。

また、既存の特殊建築物については、建築基準法第12条第1項の規定による定期調査報告制度を活用するほか、予防査察を実施し、所有者等に必要な改善指導をし、建築物の安全性の確保を図る。

① 体制の整備

各施設を所管する課は、非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各

施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、利用者・職員への防災手引書作成及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。

② 防災点検の実施

各施設を所管する課は、事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、施設建物及び壁、塀等の耐震・耐久性能の調査、補強、防災設備の作業点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

③ 公共建築物等の耐震診断・耐震改修の実施

各施設を所管する課は、「鴨川市耐震改修促進計画」（平成28年3月改定）に基づき、耐震診断及び耐震改修に努める。

④ 非常用電源対策の実施

災害本部の置かれる市役所本庁舎については、非常用電源を設置するとともに、それが72時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強を図る。

なお、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定を締結している。

(2) 施設の移転

各施設を所管する課は、管理する施設が津波の浸水想定区域内にあり、警戒避難体制の構築によっても利用者等の安全を確保できない場合は、安全な場所への施設移転を検討する。

(3) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修及び空き家対策の促進

都市建設課は、「鴨川市耐震改修促進計画」（平成28年3月改定）に基づき、住宅及び特定建築物の耐震化目標を95%と定め、耐震化を促進する施策を実施する。

① 耐震診断・耐震改修への支援

鴨川市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱に基づき、一定要件を満たす一戸建て木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助する。

② 知識の普及及び情報提供

建築物の所有者に対し、地震ハザードマップ、パンフレットの公表、関係団体の協力による無料相談会等により、耐震診断、耐震改修及び家具の転倒防止等に関する啓発、知識の普及を実施する。

③ 大規模施設の耐震化促進

旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模施設の耐震診断・耐震改修に対する支援を検討する。また、空き家となっている建築物の倒壊等による周辺への被害発生を防ぐため、平時から空き家対策を推進する。

(4) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

都市建設課は、応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため、千葉県主催の講習会への参加を推進する。

(5) 連絡協議会体制の整備と普及・啓発の推進

都市建設課は、県及び県内の市町村で設立した連絡協議会の活動を通し、既存建築物の地震対策等に関する住民への普及・啓発のための施策を推進するとともに、民間の建築関係団体との連携も強化していく。

5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進

(1) ブロック塀等倒壊防止

都市建設課は、ブロック塀や石塀等の倒壊による人的被害を防止し、避難、消防・救援活

動の妨げとならないよう小・中学校・幼稚園の周辺の道路等を中心に実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。加えて、既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。

さらに、県等関係機関と連携して、施工業者、ブロック塀の所有者、管理者を対象とした講習会の開催による正しいブロック塀等の施工方法の周知徹底を図る。

また、住民に対しては、地震時のブロック塀からの危険回避について、普段からPR強化に努める。

(2) 落下物対策

県は、屋外及び屋内の落下物等による人的被害を防止し、避難・消防・救助活動の妨げとならないよう、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、人通りの多い道路や国・県道等主要道路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。

6. ライフライン等の耐震対策

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等がある。そこで、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」（平成29年度策定）に基づき、施設の耐震化を進め、地震に強い水道施設の整備に努める。

(2) 電気施設

① 災害予防計画目標

建築物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

② 防災施設の現況

ア. 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限值とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建築物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ. 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧加重によるものに比べ小さいため、地震時加重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては、水平加速度0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

ウ. 配電設備

水平加速度0.255Gの地震に対し、概ね送電可能としている。

エ. 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を整備している。

③ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(3) ガス施設

① 消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

ア. 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。

イ. マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

ウ. 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

エ. 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

② 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

県は、大地震に際して、り災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を一般社団法人千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

なお、り災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

(4) 電話施設

① 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

② 局外設備

ア. 土木設備

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ. 線路設備

(ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

(イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

③ 局内設備

ア. 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ. 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

④ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

7. 道路等交通施設の整備

(1) 道路及び橋梁の整備

各道路管理者は、耐震対策を実施し、安全確保に努める。

- ① 道路については、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する。
- ② 特に緊急輸送については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁や法面对策等耐震対策を最優先に実施する。
- ③ 橋梁については、地震対策上緊急性の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。
- ④ 住宅密集地の狭い道路について、狭あい道路整備事業により拡幅を図る。

(2) 鉄道施設の整備

① 耐震列車防護装置の整備

東日本旅客鉄道（株）は、地震時に運転中の列車を速やかに停止させるため、在来線早期地震警報システムを導入している。

② 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

8. 港湾施設の安全化

耐震強化岸壁の近隣の空気を災害用ヘリコプター離発着場として位置づけるほか、国道からの接続道路を県緊急輸送道路として指定されている。

本市には、県が管理する第3種小湊漁港、天津漁港、鴨川漁港、市が管理する第2種漁港外5漁港があり、特に県が管理する第3種の3漁港は県の漁港漁場整備計画で、防波堤及び護岸の整備、航路、泊地の浚渫、施設の補修、陸揚げの効率性を高める整備等が計画されている。

9. 危険物施設等の安全化

(1) 高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や取扱不注意によっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県は指導を行い地震時の災害を防止する。

(2) 危険物施設関係

消防本部及び県は、消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- ア. 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配管及び支持方法についても配慮する。
- イ. 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- ウ. 防火扉等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ、ひかえ壁等を設置する。
- エ. 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- オ. 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

② 保安体制面の対策

- ア. 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- イ. 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに、従業員への周知を徹底する。
- ウ. 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(3) 少量危険物施設関係

消防本部は、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- ア. 無届出施設の防止に努め、貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- イ. 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

② 保安体制面の対策

- ア. タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は封鎖するよう指導する。
- イ. 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- ウ. 定期自主検査の完全実施を指導する。

(4) 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、県は下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

① 製造所への対策

- ア. 従事者への保安教育を実施し、保安意識の高揚を図る。
- イ. 定期自主検査の完全実施を指導する。

② 火薬庫への対策

- ア. 地すべり防止区域に火薬庫を設置しないよう指導する。
- イ. 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ウ. 定期自主検査の完全実施を指導する。
- エ. 応急消火設備を設置するよう指導する。
- オ. 延焼防止対策を施すよう指導する。

③ 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

(5) 毒物劇物取扱施設

消防本部及び県は、下記の対策を実施し、地震時の災害を防止する。

- ① 立入検査体制の整備、強化を図る。
- ② 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について十分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講ずるよう指導する。
- ③ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。
- ④ 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。
- ⑤ 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る

第4節 防災施設等の整備

項目	実施担当	関係機関
1. 災害用備蓄の整備	危機管理課	
2. 避難施設の整備	危機管理課、 学校教育課、関係各課	
3. 災害通信施設等の整備	危機管理課	

1. 災害用備蓄の整備

(1) 備蓄品の整備

危機管理課は、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」（千葉県）に基づき、発災から3日間は最低限必要な食料を備蓄で対応するよう緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して行うほか、備蓄品を適正に保管し、集配を管理するため、備蓄倉庫の整備を図る。

また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時点検入替えを行い、品質管理及び機能維持に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等など、男女双方のニーズの違いに配慮する。

■市の備蓄目標

- | |
|---|
| ○津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。
○県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。
○必要量の100%を市の備蓄とする。
$3,000 \text{ 棟} \times 2.3 \text{ 人/世帯} \times 3 \text{ 日} \times 2 \text{ 食} \times 100\% = \text{約 } 40,000 \text{ 食}$ |
|---|

さらに、災害本部の置かれる市役所本庁舎については、非常用電源を設置するとともに、それが72時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強を図る。

なお、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定を締結している。

(2) 民間等との協定促進

危機管理課は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等の流通業者との災害時援助協定を推進して、在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

また、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 他団体との協力

危機管理課は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。

また、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することにより、国、都道府県、他市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。

(4) 住民への備蓄の推進

危機管理課は、公共備蓄の物資が、被災者に対して迅速に供給できない場合を想定して、各家庭で3日以上以上の食料、飲料水等の備蓄を進めるほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう、防災関連行事等を通じて備蓄の推進を図る。

また、事業所等においては、従業員、来客等を考慮した備蓄を行うよう周知を行う。

2. 避難施設の整備

(1) 避難場所の指定等

危機管理課は、災害対策基本法第49条の4から第49条の9に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

また、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の指定を促進する。

(2) 避難所の整備

危機管理課、学校教育課及び関係各課は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。

- ① 避難所の開設が予定されている施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 上記②の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。
- ④ 避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。
- ⑤ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- ⑥ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- ⑦ 要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ⑧ 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- ⑨ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ⑩ 指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康推進課等が連携して、必要な場合には、専用スペースへの誘導等の対応、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

(3) 避難路の整備

危機管理課は、道路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

3. 災害通信施設等の整備

(1) 防災行政無線の整備

危機管理課は、防災行政無線の施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設とともに、停電対策としてバッテリーの大容量化を図る。

(2) 新たな通信機器の導入

危機管理課は、地域防災拠点等との通信を確保するための手段について検討する。
また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等を導入し、普及を促進する。

(3) アマチュア無線の活用

危機管理課は、災害時における情報収集等を行うため、アマチュア無線団体との協力体制について検討する。

(4) 通信・報告手段の冗長性の確保

危機管理課は、災害時において停電等により県防災情報システムが利用できない場合を想定した通信・報告手段を確保しておく。

(5) モバイルバッテリーの確保

危機管理課は、業務用の携帯電話・スマートフォンについて、停電時でも充電が可能となるよう、モバイルバッテリーを確保しておく。

(6) ドローンの活用

危機管理課は、災害時における被害状況等の確認にドローンを活用するため、民間団体等との協力体制の構築を図る。

第5節 津波災害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 津波調査	危機管理課	
2. 津波避難対策	危機管理課	県
3. 津波防災施設の整備	都市建設課、農林水産課、 危機管理課	県
4. 津波に対する自衛体制の確立	危機管理課、農林水産課、 商工観光課	
5. 津波広報、避難訓練	危機管理課	

1. 津波調査

本市は、過去には1703年12月31日（元禄16年11月23日）に発生した元禄地震などによる津波被害を経験している。また、現在も地震活動の空白域である東海地方をはじめとする関東近海の地震ばかりでなく、遠隔地の地震においても、津波の襲来が懸念される。

このように津波防災対策は、本市にとって重要課題のひとつであるため、危機管理課は、過去の津波記録、文献資料の収集、伝承・体験情報の収集などの調査を進める。

2. 津波避難対策

(1) 津波浸水予測図の作成・周知

危機管理課は、県が平成23年度に作成した津波浸水予測図及び平成28年度に公表した「地震被害想定調査」における津波浸水域に基づき、浸水する範囲を記載した防災マップを作成し周知する。

(2) 津波避難ビル等の指定

危機管理課は、(1)による津波浸水予測図に基づき、津波から避難が困難と想定される地域に対し、緊急的・一時的に避難する津波避難ビル及び津波避難場所を指定する。

なお、津波避難ビルについては平成30年12月現在、43箇所が指定されている。

(3) 津波避難計画の見直し

危機管理課は、市民の迅速な避難行動ができるよう、避難計画、初動体制、避難指示の発令等を定めた「鴨川市津波避難計画」（平成30年4月改訂）を作成している。

今後は、新たな津波浸水予測や津波避難ビル等の指定に合わせて見直しを図る。

3. 津波防災施設の整備

(1) 津波防波堤の検討

県は、海岸保全施設については、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

(2) 防災施設点検、診断及び改修、補強

既存の防波堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を想定した設計基準に基づき築造されている。都市建設課は、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を南部漁港事務所、安房土木事務所鴨川出張所と連携して整備に努める。農林水産課は、漁港海岸について整備に努める。

(3) 護岸等の避難階段、避難口の設置

都市建設課及び農林水産課は、直立構造の護岸、堤防等で避難階段が少ない施設について、海水浴場等の利用形態に応じ、避難階段、避難口等の設置を行うよう南部漁港事務所、安房土木事務所鴨川出張所と連携して整備に努める。農林水産課は、漁港海岸について整備に努める。

(4) 津波避難施設の整備

危機管理課は、浸水予測図に基づき津波から避難が困難と想定される地域における避難場所の確保に努める。

4. 津波に対する自衛体制の確立

(1) 住民等への情報伝達体制の確立

① 情報伝達手段の整備

危機管理課は、住民等への情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため今後とも防災行政無線の拡充に努めるほか、多様な情報伝達手段について検討する。

② 海水浴場等の自主的情報伝達

危機管理課及び商工観光課は、海水浴場、観光施設の責任者等に対して、ラジオ、防災行政無線等の情報伝達手段の聴取や市の関係各課と連絡により、自主的に観光客等に情報伝達を行う体制づくりを指導する。

③ 漁港、船舶等の情報伝達

農林水産課は、各漁業協同組合等に対して、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討のうえ、迅速な情報伝達体制づくりを指導する。

(2) 津波避難体制の確立

① 住民等の自主避難

危機管理課は、防災行政無線による避難指示によって、住民の自主的避難が行えるよう自主防災組織、町内会等の避難体制づくりを支援する。特に、避難行動要支援者の支援方法等について検討する。

② 誘導者の行動ルールの作成

危機管理課は、避難行動支援者、消防吏員、消防団員、警察官、市職員等の避難誘導を行う者の危険を回避するため、行動ルールについて定める。

③ 標識等の整備

危機管理課は、観光客等に避難場所等を周知するために、避難場所案内板や避難誘導標識等の整備、ハザードマップ等の掲示を行う。

④ 海水浴場等の自主避難

危機管理課及び商工観光課は、海水浴場等の多数が集まる場所については、海水浴場の管理者等の判断により自主的、主体的に避難誘導を行う体制の確立について指導する。

5. 津波広報、避難訓練

(1) 津波広報

危機管理課は、「地震イコール津波・即避難」の認識が、沿岸地域に限らず全域的に共通認識として定着するよう、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、新聞等の多種多様な広報媒体を活用し、防災訓練等あらゆる機会をとらえて繰り返し、分かりやすい広報に努める。

(2) 津波避難訓練の実施

危機管理課は、住民、事業者等が一体となった津波避難訓練を実施する。

また、自治会・自主防災組織、観光施設等による地域の津波避難訓練の実施を支援する。

第6節 要配慮者の安全確保対策

項目	実施担当	関係機関
1. 在宅要配慮者への対応	福祉課、子ども支援課、 危機管理課	県
2. 社会福祉施設等における防災対策	福祉課、子ども支援課	県、社会福祉施設の管理 者
3. 外国人への防災対策	市民生活課、危機管理課	県

1. 在宅要配慮者への対応

福祉課は、災害対策基本法第49条の10から第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。

(1) 災害支援体制

自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。

(2) 避難行動要支援者の範囲

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とする。

■対象の範囲

- ① 75歳以上の一人暮らしの者
- ② 75歳以上のみで構成された世帯に属する者
- ③ 要介護3・4・5の認定を受けている者
- ④ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者
- ⑤ 療育手帳^ア又はAを所持する知的障害者
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑦ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- ⑧ 乳幼児（0～3歳）
- ⑨ 妊産婦
- ⑩ その他災害時の自力避難に不安を抱く者等で、市長が支援を必要と認めた者

(3) 個人情報とその入手方法

避難行動要支援者の情報は、市の通常業務を通じて要介護認定情報、障害者手帳台帳、母子健康手帳の発行状況、住民基本台帳等から把握する。

(4) 個人情報の更新

個人情報の見直しは、原則として毎年行うものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成・提供

避難行動要支援者の名簿は、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を事前に提供する。ただし、名簿の提供について本人の同意が得られない場合は除く。

(6) 情報漏洩を防止する措置

対象者の名簿を、自主防災組織等に提供する場合は、誓約書等の提出を求め、情報漏洩を防止する。

(7) 避難行動要支援者システムの活用

避難行動要支援者システムに登録されている住民基本情報について定期的な更新を行うとともに、発災時には必要に応じて特定の区域内に居住する避難行動要支援者の情報を即座に抽出できるよう、随時メンテナンスを行う。

(8) 避難支援プラン（個別計画）の作成

支援者一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成する。その中には、情報伝達の方法や警告の配慮事項を定め、定期的に更新を図る。

(9) 避難支援関係者等の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(10) 防災設備等の整備

福祉課及び関係機関は、一人暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。

(11) 避難施設等の整備

福祉課、子ども支援課及び危機管理課は、要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、要配慮者が避難生活に必要な資機材等をあらかじめ避難施設へ配備するよう努める。

市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(12) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実

福祉課及び関係機関は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。

2. 社会福祉施設等における防災対策

(1) 防災施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、施設の安全性の確保に努める。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行

うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、福祉課との連携のもとに、施設相互間、近隣住民及び自主防災組織等の協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

(4) 認定こども園における対策

認定こども園においては、非常用発電機や投光器など、業務の継続に必要な資機材及び備蓄食料、非常用トイレその他保育の継続に必要な消耗品等を整理し、備蓄を図る。

3. 外国人への防災対策

市民生活課は、言語、生活習慣、宗教、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、平時から外国人コミュニティや大学、企業等と連携し、外国人の所在把握や個人情報管理を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

また、防災教育・訓練の実施、情報伝達網の整備や通訳の確保などのほか、県等と連携し、災害多言語支援センターの設置が可能な体制の確保に努める。

なお、危機管理課は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。

第7節 帰宅困難者対策

項目	実施担当	関係機関
1. 一斉帰宅の抑制	商工観光課	
2. 帰宅困難者収容施設の指定	危機管理課	
3. 帰宅困難者等への情報提供	危機管理課	県

1. 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

商工観光課は、大規模災害が発生した場合は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則をホームページ等により周知徹底を行う。

また、事業所、学校、観光施設等に対し、宿泊客、従業員、生徒、教職員等の食料・飲料水の備蓄や安否確認等の体制整備を行うよう要請する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

商工観光課は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板等の一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

(3) 避難対応の協議

商工観光課は、東日本旅客鉄道（株）と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

2. 帰宅困難者収容施設の指定

危機管理課は、帰宅が困難となった観光客等を一時的に受け入れるための収容施設を指定する。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

3. 帰宅困難者等への情報提供

危機管理課は、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供について検討・実施していく

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、津波や水害さらには生活関連施設の機能障害など、市内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

1. 初動体制

市は、地震が発生した場合、もしくは震度情報、津波警報等に対応して次の体制をとる。

(1) 本部参集体制

職員は、通常の災害対策本部の配置場所に参集し、災害対策を開始する。

(2) 地域参集体制

居住する地域の地域防災拠点及び市役所に参集し、災害対策を開始する。

なお、勤務時間内の場合は、市役所から地域防災拠点に職員を派遣する。

■参集場所

条件	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱 津波注意報	【本部参集体制】 ・市役所に災害警戒本部を設置して対応する。	【本部参集体制】 ・市役所に参集し、災害警戒本部を設置して対応する。
震度5強以上 津波警報 大津波警報	【地域参集体制】 ・市役所に災害対策本部を設置して対応する。 ・地域の指定職員は、地域防災拠点に派遣される。	【地域参集体制】 ・地域の指定職員以外は市役所に参集する。 ・市役所に災害対策本部を設置して対応する。 ・地域の指定職員は、直接、地域防災拠点に参集し、対応する。

■地域防災拠点設置箇所

旧江見小学校、江見小学校、旧曾呂小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校、長狭学園、天津小湊小学校

2. 配備体制

(1) 配備基準

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

なお、実際の職員の参集状況や対応の必要性などの判断をしながら、柔軟に対応する。

■配備体制（震災）

配備段階		配備基準	配備を要する部署
連絡体制	第1配備	1. 市内震度が4を記録したとき（自動配備） 2. 東海地震観測情報が発表されたとき（自動配備） 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） 4. その他危機管理課長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課
災害警戒本部（災害即応体制）	第2配備	1. 市内震度が5弱を記録したとき（自動配備） 2. 気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備） 3. 東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備） 4. その他副市長（本部長）が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全部長及び教育次長 ・危機管理課 ・総務課長 ・管財契約課長 ・市民生活課長 ・天津小湊支所長 ・健康推進課長 ・福祉課長 ・子ども支援課長 ・農林水産課長 ・都市建設課長 ・水道課長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・状況に応じ、各所属職員を登庁させる
災害対策本部	第3配備	1. 市内震度が5強以上を記録したとき（自動配備） 2. 気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に「津波」「大津波」の津波警報を発表したとき（自動配備） 3. 東海地震予知情報が発表されたとき（自動配備） 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備） 5. 以下に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長（本部長）が必要と認めたとき ア. 大規模停電・断水等が発生し、回復までに長期間を有すると見込まれるとき 6. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員【地域参集体制】（勤務時間内） ・地域防災拠点に本部から派遣（勤務時間外） ・地域防災拠点、本部に直接参集

(2) 配備の決定

職員の配備は、震度、津波情報に基づく自動配備（参集指示なし）とする。

その他の場合、危機管理課長は、災害情報及び必要な対策を市長又は副市長に報告する。市長又は副市長は、報告に基づいて配備体制及び本部の設置を決定し、動員を指示する。

3. 職員の動員

(1) 動員方法

勤務時間内の場合、市長又は副市長は、地震情報から震度を確認し、本部員に配備及び動員を連絡する。各班長又は関係所属長は、所属職員に連絡する。連絡は、職員参集メールの他、電話及び庁内放送を用いる。

勤務時間外の場合は、職員参集メールの他、各職員がテレビ、ラジオ等で情報を確認し、配備基準に該当する場合は参集する。

(2) 参集場所

参集場所は、各自の勤務先又は地域防災拠点（地域防災拠点の指定者）とする。

なお、災害状況等により、やむをえず参集場所に行けない場合は、直近の地域防災拠点とする。

(3) 動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

また、報告を確認する体制を整備し、確実に実施する。

4. 地域参集体制

震度5強以上の地震発生、あるいは津波警報以上が発表された場合、小学校区別に地域に居住する職員が地域防災拠点に参集し、地域の住民とともに初動活動を実施する地域参集体制をとる。

5. 災害警戒本部

(1) 設置基準

災害警戒本部は、第2配備段階に該当した場合に、自動的に設置するほか、副市長（本部長）が警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、市役所に設置する。

(2) 組織

災害警戒本部は、副市長（本部長）、企画総務部長（副本部長）、その他の部長及び配備体制に掲げる所属長を本部員として組織し、その運営については災害対策本部を準用する。

(3) 指揮の権限

災害警戒本部の設置及び指揮は、副市長（本部長）の権限により行われるが、副市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、本部長及び副本部長の代替職員については、次のとおりとする。

■ 部長及び代替職員

名 称	本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	副市長	企画総務部長	危機管理課長
副本部長	企画総務部長	危機管理課長	本部長が 指定する職員

(4) 活動

災害警戒本部の活動は、次のとおりである。

■災害警戒本部の活動内容

○災害情報の収集	○関係機関との連絡・調整
○災害危険箇所の警戒巡視	○所管施設の警戒巡視及び予防措置
○軽微な被害への応急対策	○住民への災害広報

(5) 災害警戒本部の廃止

副市長（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。

(6) 災害対策本部への移行

副市長（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行すべき旨を市長に報告する。

6. 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部は、配備基準に該当した場合に自動的に設置するほか、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として、市役所本庁舎4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により総合保健福祉会館に設置する。

■災害対策本部の設置場所

区分	設置順位	設置場所
災害対策本部	1	市役所本庁舎4階会議室
	2	総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

(3) 災害対策本部設置の通知

本部事務局は、本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他必要な防災関係機関等に通知する。

■本部設置の通知

通知先	通知方法
市各課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全・安心メール
報道機関	電話、口頭
隣接市町村	電話、文書、県防災行政無線

(4) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長（本部長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■部長及び代替職員

名 称	本部長、副本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	市 長	副市長	企画総務部長
副本部長	副市長	企画総務部長	危機管理課長

(5) 本部の組織

災害対策本部の組織及び編成は「鴨川市災害対策本部条例」及び「鴨川市災害対策本部規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

① 本部の組織

本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・本部の設置・廃止の決定、避難の勧告・指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の権限をもつ。
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 ・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各班からの情報を収集・分析する。
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

② 班

災害対策を行うため本部に班をおく。班長、副班長及び班員は、市長（本部長）が指名する。

班長	<ul style="list-style-type: none"> ・班における職員の活動を統括する。 ・班内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。
副班長	<ul style="list-style-type: none"> ・班長の補佐をし、班長に事故あるときはその職務を代理する。
班員	<ul style="list-style-type: none"> ・班長の指示にしたがって対策を実行する。

③ 本部会議

市長（本部長）は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部員	教育長、全部長、全所属長、その他市長が認める者
本部会議 の協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部配置体制の決定 ○避難所等の開設決定 ○避難の勧告等の決定 ○自衛隊派遣要請依頼の決定 ○災害救助法適用申請の決定 ○県及び他市町村への応援要請の決定 ○その他重要事項の決定 ※市長（本部長）が最終決定権限を有する。

(6) 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

災害対策本部の廃止については、警報等の解除状況だけでなく、市全体の被害状況についても考慮して、総合的に判断する。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

■災害対策本部の組織



■各班共通事務

1. 避難所の運営に関する事
2. 所管の被害把握及び復旧に関する事
3. 関係する機関、団体等との連絡調整に関する事
4. 本部長の命による業務に関する事

■災害対策本部事務分掌 ※繁忙期によっては班内で協力すること

班	担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）
本部事務局	防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部事務局に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 ④災害対策本部の庶務に関する事 2. 防災拠点に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事 4. 災害救助法に基づく救助の総括に関する事 5. その他他班に属さないこと 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部事務局に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 ④災害対策本部の庶務に関する事 2. 防災拠点に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部事務局に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 ④災害対策本部の庶務に関する事 2. 防災拠点に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事 4. 災害救助法に基づく救助の総括に関する事 5. その他他班に属さないこと
	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員及び配備に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①職員参集把握に関する事 ②職員の必要物資の調達に関する事 ③職員の配置計画に関する事 2. 災害救助法に基づく救助に要する費用の支弁に関する事 3. 本部事務局に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の事務の補助に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 ④緊急消防援助隊の要請に関する事 4. 応援に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①職員を被災地へ応援派遣する調整に関する事 5. 受援に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①応援機関との連絡調整に関する事 ②応援要員の受入れに関する事 ③応援要員の支援に関する事 6. 広報に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①災害広報に関する事 ②災害記録の保存及び公表に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 7. 秘書に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①本部長、副本部長の秘書に関する事 ②被害を受けた地域の視察及び慰問に関する事 8. 市議会及び議員との連絡調整に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員及び配備に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①職員参集把握に関する事 3. 本部事務局に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の事務の補助に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 ④緊急消防援助隊の要請に関する事 6. 広報に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①災害広報に関する事 7. 秘書に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①本部長、副本部長の秘書に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員及び配備に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①職員参集把握に関する事 ②職員の必要物資の調達に関する事 ③職員の配置計画に関する事 2. 災害救助法に基づく救助に要する費用の支弁に関する事 3. 本部事務局に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の事務の補助に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 ④緊急消防援助隊の要請に関する事 5. 受援に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①応援機関との連絡調整に関する事 ②応援要員の受入れに関する事 6. 広報に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①災害広報に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 7. 秘書に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ①本部長、副本部長の秘書に関する事

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班		担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）
本 部 事 務 局	情報班	企画政策課 管財契約課	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 ④災害対策に係る契約に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事
	会計班	会計課	1. 被災経費の出納に関する事		
	調査班	税務課	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事 2. 家屋被害調査に関する事 ①家屋の被害調査に関する事 ②り災証明に関する事 3. 税金の減免等災害時の税制措置に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事	1. 被害発生状況の把握に関する事 ①被害状況の確認に関する事
	市民生活班	市民生活課 天津小湊支所	1. 市民生活に関わる事 ①相談窓口、手続き窓口対応に関する事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理・火葬に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①避難者把握に関する事 ②市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ③被災者台帳の作成に関する事 3. 被災者相談窓口に関する事 4. 外国人への対応に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①避難者把握に関する事 ②市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ③被災者台帳の作成に関する事 4. 外国人への対応に関する事	1. 市民生活に関わる事 ②行方不明者の把握に関する事 ③遺体の安置・処理に関する事 2. 市民の把握に関する事 ①避難者把握に関する事 ②市民の安否確認、避難先等の把握に関する事 ③被災者台帳の作成に関する事 4. 外国人への対応に関する事
	環境班	環境課 清掃センター 衛生センター	1. 被災地の環境に関する事 ①大気・河川等の監視に関する事 ②環境汚染対策に関する事 2. 家庭動物に関する事 3. 被災地のゴミの収集・処理に関する事 4. 災害廃棄物に関する事 5. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事	5. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事	2. 家庭動物に関する事 3. 被災地のゴミの収集・処理に関する事 4. 災害廃棄物に関する事 5. 被災地のし尿汚物の処理に関する事 ①仮設トイレの確保・設置に関する事 ②し尿収集・処理に関する事
医療支援班	健康推進課	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事 2. 市民の健康管理に関する事 ①市民の健康管理及び防疫に関する事 ②被災地の消毒に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事	1. 傷病者の応急救護に関する事 ①救護センター設置に関する事 ②医薬品・医療用資器材等の確保に関する事 ③応急医療の調整に関する事 ④傷病者の収容・搬送に関する事 ⑤医療要援護者の支援に関する事	

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）
福祉班	福祉課 子ども支援課 認定こども園	1. 住民の福祉に関する事 ①要配慮者への支援に関する事 ②福祉避難所の開設・運営に関する事 ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ④ボランティア活動調整に関する事 ⑤各種給付対策に関する事 ⑥義援金に関する事 2. 認定こども園に関する事 ①応急教育・応急保育の実施に関する事	1. 住民の福祉に関する事 ①要配慮者への支援に関する事	1. 住民の福祉に関する事 1 要配慮者への支援に関する事 ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関する事
産業班	農林水産課 農業委員会事務局 商工観光課	1. 所管の被害把握及び復旧に関する事 ①農林漁業施設の被害調査点検に関する事 ②農林漁業施設の復旧に関する事 ③治山・治水に関する事 ④家畜等の被害の調査に関する事 2. 食料、生活必需品の調達及び配布に関する事 3. 帰宅困難者に関する事 ①帰宅困難者の把握に関する事 ②一時滞在施設の開設及び収容に関する事	1. 所管の被害把握及び復旧に関する事 ①農林漁業施設の被害調査点検に関する事 ②農林漁業施設の復旧に関する事 ③治山・治水に関する事 ④家畜等の被害の調査に関する事 2. 食料、生活必需品の配布（備蓄品）に関する事 3. 帰宅困難者に関する事 ①帰宅困難者の把握に関する事	1. 所管の被害把握及び復旧に関する事 ①農林漁業施設の被害調査点検に関する事 ②農林漁業施設の復旧に関する事 ③治山・治水に関する事 ④家畜等の被害の調査に関する事 2. 食料、生活必需品の調達及び配布に関する事 3. 帰宅困難者に関する事 ①帰宅困難者の把握に関する事 ②一時滞在施設の開設及び収容に関する事
土木班	都市建設課	1. 所管施設の対策に関する事 ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検に関する事 ②道路・橋梁・河川等の復旧に関する事 ③水防活動に関する事 ④がけ崩れの点検・復旧に関する事 ⑤道路情報収集に関する事 ⑥緊急輸送路確保に関する事 ⑦障害物除去に関する事 ⑧復旧資材の確保調達に関する事 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関する事 ①被災宅地の危険度判定に関する事 ②被災建築物の応急危険度判定に関する事 ③仮設住宅、公営住宅・公共施設・公園の点検、復旧に関する事 ④仮設住宅の設営及び修理に関する事	1. 所管施設の対策に関する事 ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検に関する事 ②道路・橋梁・河川等の復旧に関する事 ③水防活動に関する事 ④がけ崩れの点検・復旧に関する事 ⑤道路情報収集に関する事 ⑦障害物除去に関する事	1. 所管施設の対策に関する事 ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検に関する事 ②道路・橋梁・河川等の復旧に関する事 ③水防活動に関する事 ④がけ崩れの点検・復旧に関する事 ⑤道路情報収集に関する事 ⑥緊急輸送路確保に関する事 ⑦障害物除去に関する事 ⑧復旧資材の確保調達に関する事 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関する事 ②被災建築物の応急危険度判定に関する事
水道班	水道課	1. 被災地における給水に関する事 2. 水道施設の点検・復旧に関する事 3. 応急・応援給水対策に関する事 4. 南房総広域水道企業団その他関係機関との連絡調整に関する事	2. 水道施設の点検・復旧に関する事	1. 被災地における給水に関する事 2. 水道施設の点検・復旧に関する事 3. 応急・応援給水対策に関する事
教育班	学校教育課 小学校 中学校 学校給食センター 生涯学習課 図書館	1. 生徒、児童に関する事 ①生徒・児童の避難・救護に関する事 ②災害時の応急教育に関する事 ③被災生徒・児童に対する学用品の支給に関する事 2. 避難所に関する事 ①避難所運営の統括に関する事	1. 生徒、児童に関する事 ①生徒・児童の避難・救護に関する事 2. 避難所に関する事 ①避難所運営の統括に関する事	1. 生徒、児童に関する事 ①生徒・児童の避難・救護に関する事 2. 避難所に関する事 ①避難所運営の統括に関する事

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（平時からの準備を含む全期間）	事務分掌（発災～12時間程度）	事務分掌（発災～3日間）
広域拠点班	スポーツ振興課	1. 広域防災拠点に関する事 ①広域防災拠点の開設・運営支援に関する事 ②自衛隊等災害派遣部隊の受入れに関する事 ③ヘリコプター離発着場対応に関する事 2. 物資集積場所の開設、管理に関する事 ①物資集積場所の開設、救援物資の受入れ、整理に関する事	1. 広域防災拠点に関する事 ①広域防災拠点の開設に関する事	1. 広域防災拠点に関する事 ①広域防災拠点の開設・運営支援に関する事 ②自衛隊等災害派遣部隊の受入れに関する事 ③ヘリコプター離発着場対応に関する事 2. 物資集積場所の開設、管理に関する事 ①物資集積場所の開設、救援物資の受入れ、整理に関する事
国保病院		1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関する事 2. 被災者の医療に関する事	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関する事 2. 被災者の医療に関する事	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関する事 2. 被災者の医療に関する事
消防対策班	消防団	1. 消防団の動員に関する事 2. 消防機関との連絡に関する事 3. 被害情報の収集に関する事 4. 水防活動に関する事 5. 災害の警戒及び防御に関する事 6. 被災者の捜索及び救出に関する事 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関する事 8. 避難者の誘導案内に関する事	1. 消防団の動員に関する事 2. 消防機関との連絡に関する事 3. 被害情報の収集に関する事 4. 水防活動に関する事 5. 災害の警戒及び防御に関する事 6. 被災者の捜索及び救出に関する事 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関する事 8. 避難者の誘導案内に関する事	1. 消防団の動員に関する事 2. 消防機関との連絡に関する事 3. 被害情報の収集に関する事 4. 水防活動に関する事 5. 災害の警戒及び防御に関する事 6. 被災者の捜索及び救出に関する事 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関する事 8. 避難者の誘導案内に関する事

第2節 情報収集伝達

項目	実施担当	関係機関
1. 情報連絡体制	本部事務局	
2. 地震情報等の収集伝達	本部事務局	県、銚子地方気象台
3. 被害情報の収集・調査	各班	警察署、消防本部
4. 災害報告	本部事務局	県

1. 情報連絡体制

(1) 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部事務局は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	市・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線（固定系）	市～災害現場・避難所・防災関係機関・住民等
	市防災行政無線（移動系）	市～災害現場
	簡易デジタル業務無線（消防団配備）	市～災害現場
口頭	広報車	市～住民等

(2) 代替通信施設の利用

本部事務局は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

■代替通信施設

手段	内容
非常・緊急通話	あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続する。
非常・緊急電報	東日本電信電話（株）に非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げ発信を依頼する。
専用通信施設の利用	それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。 ① 県の無線通信施設 ② 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 ア. 警察通信施設 イ. 国土交通省関係通信施設

	ウ. 勝浦海上保安署通信施設 エ. 日本赤十字社通信施設 オ. 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設 カ. 東京電力パワーグリッド（株）通信施設 キ. 日本放送協会千葉放送局通信施設 ク. 東京ガス（株）通信施設
アマチュア無線	アマチュア無線の協力により被害情報を収集する。

(3) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

県は、災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムに放送の要請を行う。

なお、市長（本部長）が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、県の定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、県を通じ日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(4) 非常通信の利用方法

本部事務局は、公衆電気通信施設が使用できない状態になった場合又は特に緊急を要する事態が生じたときで、他の通信施設を利用したほうが速やかに連絡できると認めた場合は、防災関係機関の通信施設の利用を図る。

2. 地震情報等の収集伝達

銚子地方気象台は、次の地震・津波情報を伝達する。本市が属する予報区は、南部（一次細分区域名）、夷隅・安房（二次細分予報区）である。

■地震情報の種類

種 類	内 容
震度速報	地震発生から約2分後、震度3以上の全国180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	震度3以上で発表（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。） 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	大津波警報、津波警報または津波注意報発表時に発表 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震

	の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

■津波警報等

鴨川市の津波予報区は、「千葉県九十九里・外房」に属している。

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

*大津波警報は特別警報に位置づけられている。

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

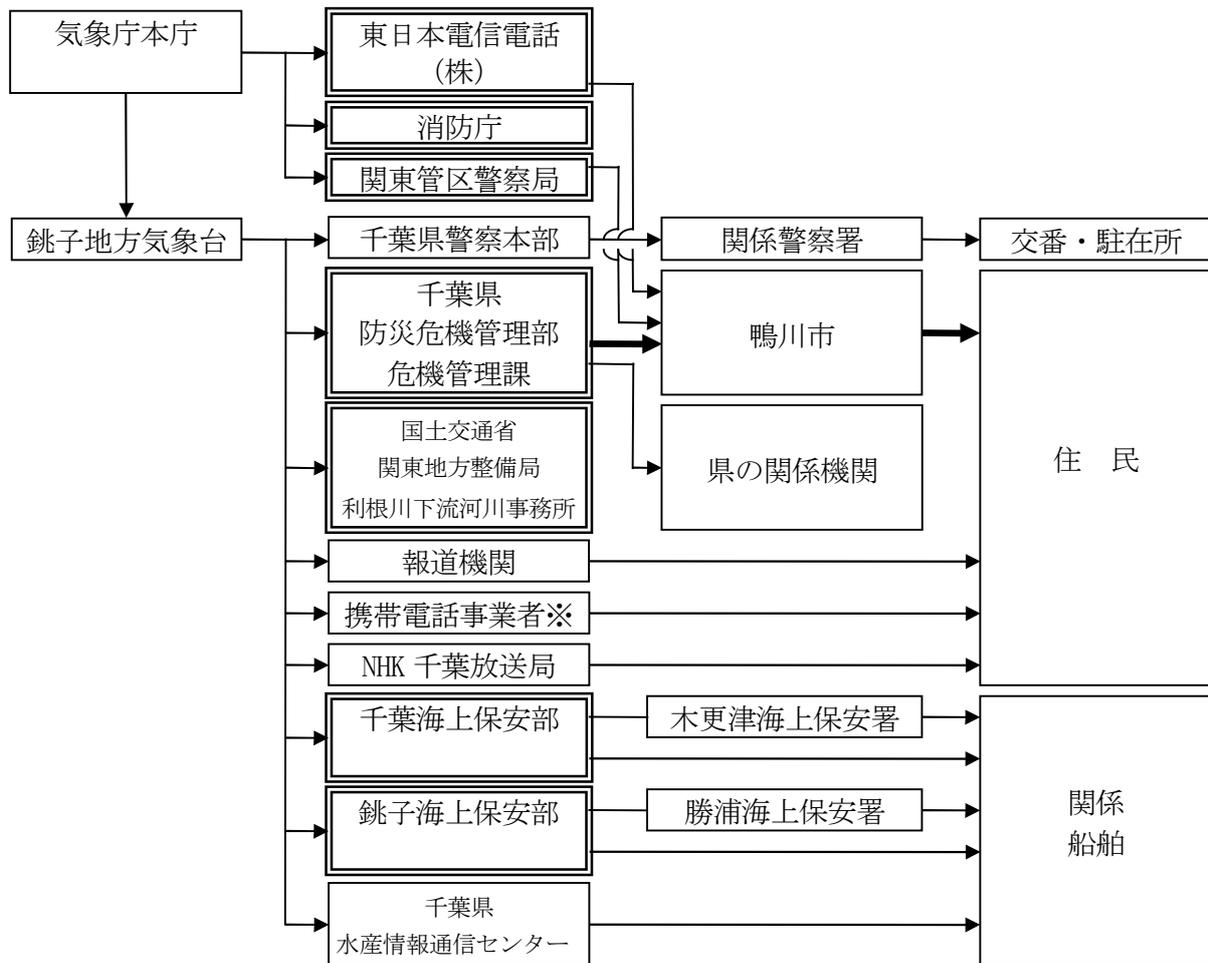
※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

■津波警報等伝達系統図



1. 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
2. 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
3. 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
4. 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3. 被害情報の収集・調査

各班は、災害発生後直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて警察署、消防署等その他、関係機関との密接な連絡をとりながら災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象（火災、異常水位、がけ崩れ、地すべり等）を発

見した者は、市長（本部長）又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

市長（本部長）は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、銚子地方気象台及びその事象に関係のある機関に通報する。

(2) 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、調査班、土木班及び消防対策班等は現場を巡回し警戒にあたる。各班は所管施設の警戒監視にあたる。

(3) 災害調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各調査担当班は、調査した結果をまとめ、本部事務局に提出する。各調査担当及び調査対象は、次のとおりである。

■調査の対象及び担当

調査対象	調査担当
住家被害	調査班
人的被害	市民生活班
農業作物、農業施設被害、林業被害	産業班
商業被害、工業被害	産業班
河川、道路、橋梁被害、漁港、がけ崩れ、公園施設、下水路施設被害	土木班、産業班
水道施設被害	水道班
医療施設被害	医療支援班
廃棄物処理施設被害	環境班
福祉施設被害	福祉班、医療支援班
教育施設被害、社会教育施設被害	教育班、広域拠点班
文化・観光施設被害	教育班、産業班
危険物施設被害	消防本部

また、必要に応じて、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認や、無人航空機（ドローン）を活用した被害情報の収集について調整する。

4. 災害報告

(1) 地震発生時の通報

本部事務局は、震度4以上を記録した場合、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に連絡する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあつては、「火災・災害即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときは、その旨を国（消防庁）及び県に報告する。

(2) 県への報告

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、災害の状況及びこれに対して

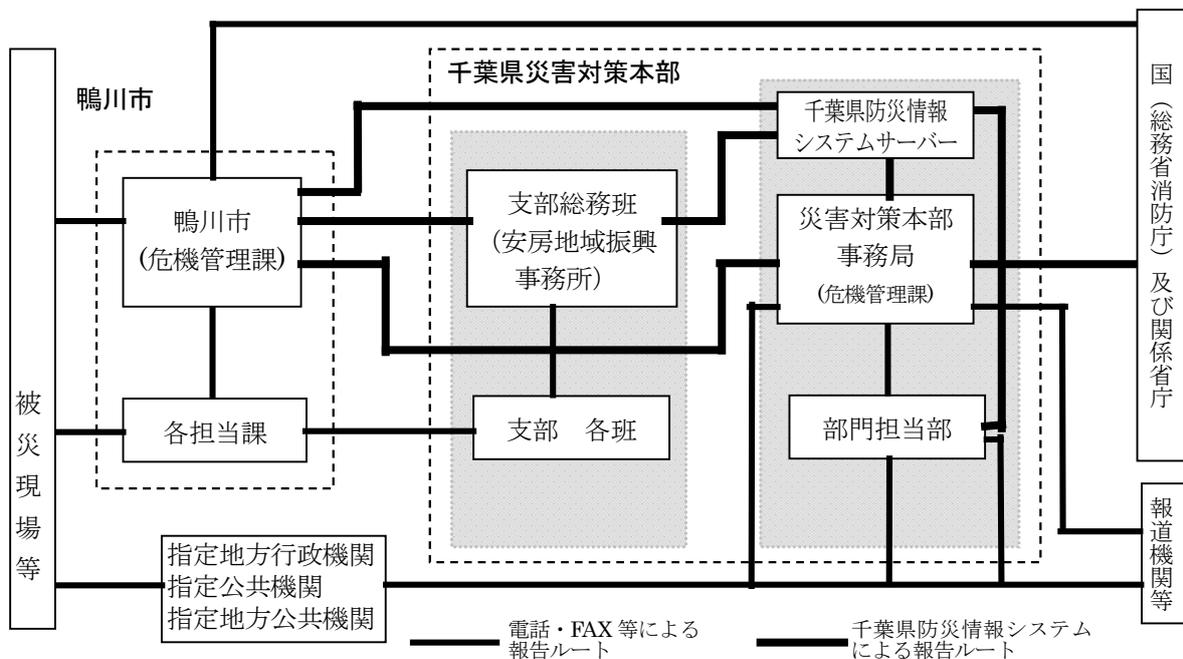
とられた措置の概要を県に報告する。被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ア. 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - イ. 主な応急措置の実施状況
 - ウ. その他必要事項
- ⑥ 災害による市民等の避難の状況
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他必要な事項

また、被害情報等の報告経路概要図は、次のとおりである。

■報告経路概要図



(3) 行政機能の確保状況の把握及び報告

震度6弱以上の地震を観測した場合において、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

の3点を把握し、「市町村行政機能チェックリスト」に必要事項を記入し、県の担当部署に原則としてファクシミリにより報告する。

(4) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	市	防災関係機関
総括責任者	市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	市に1名	各機関に1名
取扱責任者	市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	市において所掌事務等を勘案して定める。	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

(5) 報告先と連絡方法

国、県及び安房地域振興事務所に行う被害報告の報告先は、次のとおりである。

① 総務省消防庁

時間区分	報告先区分	消防防災無線（県防災行政無線）			一般加入電話	
		系統	電話	FAX	電話	FAX
勤務時間内	応急対策室	地上系	120-90-49013	120-90-49033	03-5253-7527	03-5253-7537
		衛星系	048-500-90-49013	048-500-90-49033		
勤務時間外	消防庁宿直室	地上系	120-90-49102	120-90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553
		衛星系	048-500-90-490102	048-500-90-49036		

② 千葉県

時間区分	報告先区分	県防災行政無線			一般加入電話	
		系統	電話	FAX	電話	FAX
勤務時間内	県危機管理課	地上系	500-7309	500-7298	043-223-2175	043-222-1127
		衛星系	012-500-7309	012-500-7298		
勤務時間外	県防災行政無線統制室	地上系	500-7225	500-7110	043-223-2178	043-222-5219
		衛星系	012-500-7225	012-500-7110		

③ 安房地域振興事務所

時間区分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電話	FAX	電話	FAX
	地域振興課	509-721・723	509-722	0470-22-7111	0470-22-0074

④ 安房土木事務所

時間区分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電話	FAX	電話	FAX
	維持課	509-733・731	509-732	0470-22-4348	0470-23-8349
	鴨川出張所	556-721・723	556-722	04-7092-1107	04-7093-2190

第3節 災害広報・広聴活動

項目	実施担当	関係機関
1. 市の行う広報	本部事務局	
2. 避難所での広報	本部事務局	
3. 報道機関への対応	本部事務局	
4. 被災者相談	市民生活班、調査班、産業班、 土木班、福祉班	

1. 市の行う広報

本部事務局は、災害の推移や緊急度により、次の手段によって住民への広報を行う。必要に応じて、消防本部の協力を得る。

(1) 市の広報活動

被災地域に対する広報活動を次の方法によって行う。

- ア. 新聞・ラジオ・テレビ等を利用して適時に広報を行う。
- イ. 広報紙、チラシ、ポスター等を作成して配布又は避難所に貼付する。
- ウ. 広報車を利用して巡回する。
- エ. 防災行政無線、安全・安心メール、市ホームページ、SNS等を利用して一斉に広報する。

(2) 広報内容

広報内容は、次に掲げる事項を中心とする。

- ① 災害発生前の広報
 - ア. 災害の規模、動向、今後の予想に関する情報
 - イ. その他被害及び混乱防止に必要な注意事項の呼びかけ
- ② 災害発生時の広報
 - ア. 二次災害に関する情報
 - (ア) ガスの元栓を閉めること及び電気のブレーカーを切る等の指示
 - (イ) ガス器具、電気器具及び石油ストーブ等の火災予防の注意喚起
 - イ. 被害情報及び被災状況に関する情報
 - (ア) 人及び家屋関係
 - (イ) 公益事業関係
 - (ウ) 交通施設関係
 - (エ) がけ崩れその他地盤関係
 - (オ) 土木施設関係
 - (カ) 農林水産関係
 - (キ) 商工業関係
 - (ク) 教育関係
 - (ケ) その他
 - ウ. 市の災害対策関係及び活動状況に関する情報
 - (ア) 本部の設置
 - (イ) その他

エ. 避難方法等に関する情報

(ア) 避難の指示・勧告

(イ) 避難の際の注意及び避難場所の周知

オ. 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

カ. その他一般市民及び被災者への必要な広報事項

③ 被災者への広報

ア. 救護センター、避難所の開設状況

イ. 医療救護、衛生知識の周知

ウ. 給水、給食等の実施状況

エ. 停電、断水等ライフラインに関する途絶及び復旧の状況

オ. 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況

カ. 被災地の状況

キ. その他

④ 流言飛語の防止に関する情報

⑤ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

(3) 災害記録の保存・公表

本部事務局は、被災状況や対策実施状況等の災害記録を保存し、必要に応じて公表する。

2. 避難所での広報

本部事務局は、館内放送に加え、掲示板への掲示や避難所及び自治組織を通じて災害広報紙を配布する。

また、福祉班との連携により、要配慮者に配慮し口頭伝達など避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

○災害の状況	○施設使用方法等の注意事項
○生活ルール	○生活支援対策のお知らせ
○その他各種対策のお知らせ	○避難所運営等への協力要請

3. 報道機関への対応

(1) 広報の要請

本部事務局は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民広報、救援物資等の支援に関する広報を要請する。この際、情報及び必要な資料等を提供し、広報を要請する。

(2) 報道発表

本部事務局は、市役所本庁舎等に記者発表場所を設置し、定時型の記者発表を行う。必要に応じて臨時の記者発表を行う。

なお、あらかじめ情報提供ルールや取材時の制限、対応項目、他の応急業務との優劣等を定めておくことにより、対応の効率化と担当職員の負担軽減を図る。

■記者発表の項目例

○災害の種別	○発生年月日、時刻
○災害の発生場所及び被害激甚地域	○被害状況
○二次災害等その他の情報	○応急・復旧対策
○災害対策本部の設置又は廃止	○住民への情報

(3) 取材活動での要請

本部事務局は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等に配慮するように要請する。

4. 被災者相談

市民生活班は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所本庁舎のほか、必要に応じて支所等に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には、必要に応じて各班の担当者を置くほか、応援職員の配置を図る。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設置場所	市役所本庁舎等
相談窓口で扱う事項	<ul style="list-style-type: none"> ○捜索依頼の受付け（市民生活班） ○食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（産業班） ○り災証明書の発行（調査班） ○埋火葬許可書の発行（市民生活班） ○仮設住宅の申し込み（土木班） ○住宅の応急修理の申し込み（土木班） ○災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（福祉班） ○生活資金等の相談等（福祉班）

第4節 災害救助法の適用

項目	実施担当	関係機関
1. 災害救助法の適用基準	本部事務局	
2. 被災世帯の算定	本部事務局	
3. 災害救助法の適用手続き	本部事務局	
4. 救助の実施	本部事務局	

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。鴨川市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	60以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	30以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※1	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。※2	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

※1 被災者への食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者への食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2. 被災世帯の算定

(1) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■被災世帯の算定方法

被災住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

(2) 住家被害の認定

本部事務局は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。被害滅失、半壊等の認定は、「被害状況判定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊（全焼・全流失）	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50パーセント以上に達した程度のも
住家の半壊（半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20パーセント以上70パーセント未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20パーセント以上50パーセント未満のも
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を世帯の単位として算定する。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

3. 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

市長（本部長）は、本市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

■報告事項

○災害発生の日時及び場所	○災害の原因及び被害の概況・状況
○適用を要請する理由	○災害救助法適用の要否
○既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	
○その他必要な事項	

(2) 適用要請の特例

市長（本部長）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことがで

きない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受けなければならない。

なお、災害救助法適用の申請に関しては、「災害救助の手引」によるものとする。

4. 救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長（本部長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

■災害救助法の適用となる救助の項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内
生業資金の貸与	1ヶ月以内

第5節 広域応援・自衛隊派遣要請

項目	実施担当	関係機関
1. 自治体等への応援派遣要請	本部事務局、水道班	
2. 消防の広域応援要請	本部事務局、広域拠点班	消防本部
3. 自衛隊の災害派遣	本部事務局	

1. 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■ 県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する人員、物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項 	災害対策基本法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する、又はその派遣について知事に対しあっせんをもとめる。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣の要請・あっせんを求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項 	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

(3) 他市町村への応援・援助要請

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における相互援助に関する協定」に基づき、県内外の他市町村長に応援及び援助の要請を行う。

また、上記では、十分な対応ができないと見込まれる場合には、県を通じて総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による応援職員の派遣要請を行う。

■県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	○被害状況 ○応援の種類 ○応援の具体的内容及び数量 ○応援を希望する期間 ○応援場所及び応援場所への経路 ○その他必要な事項災害の状況
応援の種類	○食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ○被災地の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ○救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ○被災者の一時収容のための施設の提供 ○被災傷病者の受入れ ○遺体の火葬のための施設の提供 ○ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ○ボランティアの受入及び活動調整 ○全各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

■相互応援協定

協定名	協定締結先
千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業体、水道用水供給事業体
鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区
災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町

(4) 水道事業体等の相互応援

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行うよう要請する。

(5) 資料の提供及び交換

- ① 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- ② 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

(6) 経費の負担

- ① 国又は他都県、市町村から市に職員派遣を受けた場合
国又は他都県、市町村から市に派遣を受けた職員への給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
- ② 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、

その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

(7) 民間団体等への協力要請

市長（本部長）は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認められるときは、各種団体等に対して協力を要請する。

(8) 応援隊の受入れ・活動支援

広域拠点班は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。

なお、応援隊の活動拠点施設として総合運動施設を指定し、受入れを行う。

また、本部事務局は、各班からの応援要請に基づき応援隊の派遣について、応援先の自治体等と調整し、受入れを行い応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、宿泊先、食料、資機材等については、原則として応援者に要請する。

2. 消防の広域応援要請

(1) 消防相互応援

市長（本部長）又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な応援要請をする。

(2) 緊急消防援助隊

県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認めるときは、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

- | | |
|---------------------|-------|
| ○情報提供 | ○通信運用 |
| ○集結及びヘリコプター離発着場予定場所 | ○補給体制 |

3. 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要な認められるときに、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができる。

■自衛隊の活動

- | |
|---|
| ○被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。 |
| ○避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| ○遭難者等の捜索救助 |

<p>行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。</p> <p>○水防活動 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</p> <p>○消防活動 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</p> <p>○道路又は水路の啓開 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</p> <p>○応急医療、救護及び防疫 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</p> <p>○人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</p> <p>○給食及び給水 被災者に対し、給食及び給水を実施する。</p> <p>○物資の無償貸付又は貸与 防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>○危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>○その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>
--

(2) 派遣要請の要求の手続き

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して文書により要求する。なお、緊急を要する場合は、電話又は口頭で次の事項を明らかにして要求し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の情况及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	千葉県防災危機管理部

(3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	○作業箇所及び作業内容 ○作業箇所別必要人員及び必要機材 ○作業箇所別優先順位 ○作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係のある管理者への了解を取りつける。
派遣部隊の受入れ	派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。 ○本部事務室 ○宿舎 ○材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） ○駐車場（車1台の基準は3m×8m） ○指揮連絡用ヘリコプター離発着場
連絡窓口	○自衛隊派遣要請に係る県との連絡調整は、本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

■ヘリコプター離発着場の必要地積 (注) 四方向に障害物のない広場のとき

機種	必要地積
OH-6J×1	約30m×30m
UH-1H×1	約36m×36m
UH-60×1	約50m×50m
CH-47×1	約100m×100m

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を自主派遣することができる。

また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(5) 経費の負担区分

次の費用は、市が負担する。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

■負担経費

○資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費
○資機材等の借上料及び修繕費
○宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
○宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
○その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議

する。

(6) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に派遣部隊の撤収要請の依頼を行う

第6節 消防・救助救急・水防・危険物等対策

項目	実施担当	関係機関
1. 消防活動	消防対策班	消防本部
2. 救助活動	市民生活班、消防対策班	警察署、消防本部
3. 救急活動		消防本部
4. 危険物等の対策		消防本部、県

1. 消防活動

(1) 消火活動

消防本部は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- ① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- ④ 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ⑤ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- ⑥ 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

① 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

② 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

③ 活動の基本

ア. 常備消防

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

イ. 消防対策班

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者への応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(2) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(3) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難④ 周辺地域の住民等への必要な情報の伝達⑤ 立入り禁止措置等の実施 |
|--|

2. 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防本部及び消防対策班は、救助隊を編成し、救助資機材等を準備して行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市の救助隊だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、消防本部、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県の協力又は土木・建設協力会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及

び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

3. 救急活動

消防本部は、救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。市内の搬送先病院で収容できない場合は、災害拠点病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

4. 危険物等の対策

市は、県及び消防本部等が行う次の対策に協力する。

(1) 高圧ガス保管施設の応急対策

- ① 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。
- ② 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。

(2) 石油类等危険物保管施設の応急対策

- ① 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。
- ③ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定を行う。
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民への人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。

(3) 危険物等輸送車両の応急対策

- ① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する

第7節 警備・交通・輸送

項目	実施担当	関係機関
1. 警備計画		警察署
2. 交通規制	土木班、本部事務局	警察署、県、国
3. 緊急輸送路の確保	土木班	県
4. 緊急通行車両等の確認	本部事務局	県公安委員会
5. 緊急輸送の実施	本部事務局	

1. 警備計画

(1) 災害警備の基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

① 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

② 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意報が発表された場合等

③ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請

⑮ その他必要な応急措置

(4) 市の活動

消防対策班は、警察署や海上保安署等の関係機関の災害警備実施計画に協力し、住民の安全を守るため次の措置を講ずる。

- ① 住民が避難した地域については、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。
 - ア. 住民の避難後の住宅密集地域等、商店街、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、自主的防犯組織等によるパトロール活動を支援するとともに、広報活動も実施し、犯罪の予防等を図る。
 - イ. 防犯協会等の自主的防犯組織に対して情報の提供・伝達を行うとともに、平常時からこれらの組織への支援等を行う。
- ② 大規模な災害発生時には自然発生的に地域住民による自警団が組織されることが予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する支援を行う。

2. 交通規制

(1) 道路情報の収集及び提供

土木班は、警察署及び道路管理者と連絡をとり、その管理する道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

① 調査及び報告

土木班は、調査の結果被災箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

- ア. 市域の道路について被災箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部事務局に報告する。
- イ. 本部事務局は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに道路管理者に報告する。

② 県警本部

- ア. 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- イ. 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

(2) 交通規制

警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線において、通行禁止又は制限等の措置をとる。交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、鴨川警察署及び県道、国道の道路管理者等と協議し、迂回路を設定する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
道路管理者	○道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法(昭和27年法律第180号)第46条
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条 災害対策基本法第76条
鴨川警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	道路交通法第6条 災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3
海上保安署	○天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき航行制限を実施する。	海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第18条

(3) 地震発生時における運転者のとるべき措置

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- ① 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - ア. 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - イ. 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - ウ. 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の

障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

② 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

ア. 車両を道路外の場所に置くこと

イ. 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ. 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

3. 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

市は、自衛隊との連携等、道路啓開を行うために必要な体制をあらかじめ整備しておく。

災害発生時には、土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。また、本部事務局は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、千葉県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	市内の路線
1次路線	国道128号、主要地方道千葉鴨川線
2次路線	国道410号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線 県道浜波太港線 他2路線（市道、臨港道路）

4. 緊急通行車両等の確認

(1) 申請手続き

市は、知事又は公安委員会に対し、車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

本部事務局は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

県公安委員会は、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行

い、緊急通行車両に該当すると認められるものには、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し確認証明書及び標章が直ちに交付される。

5. 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

本部事務局は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

■輸送の範囲

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ○被災者の避難 | ○医療救護を必要とする傷病者等 |
| ○救出救助、医療救護のための人員、資機材 | ○飲料水、食料、物資 |
| ○応急復旧用資機材・災害対策要員等 | |

(2) 車両・燃料の確保

本部事務局は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

① 車両等の調達の優先順位

必要車両の調達の優先順位は、次のとおりである。

- ア. 各班専用管理車両の各班利用
- イ. 本班事務局管理の市所有車両の運用
- ウ. 外部からの車両の調達
- エ. 県への要請若しくは調達あつせんの依頼

② 借り上げの準備

災害の状況により、必要と認めるときは、本部事務局はあらかじめ以下のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

- ア. 借り上げ可能な車両の調査
- イ. 車両の用途
 - (ア) 生活必需品及び政府食糧等の輸送
 - (イ) 障害物の除去及び運搬
 - (ウ) 塵芥処理及び運搬
 - (エ) その他必要な運搬

ウ. 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があつた場合は、供給可能な台数を各事業所に待機させる。

エ. 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者等と協議して定める。

③ 燃料の調達

燃料は、市内の燃料販売業者から「災害時における物資の供給に関する協定書」（千葉県石油商業協同組合安房支部）に基づき調達する。

市は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

(3) 配車計画

本部事務局は、次のとおり車両を効率的に管理し、配車を行う。

① 配車基準

- ア. 災害時において各班の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を立て、輸送力を確保する。
- イ. 災害時における各班に配分する車両は、あらかじめ定めておく。
- ウ. 災害の状況に応じて必要とする車両を各班、関係防災機関及び市内の輸送関係業者に対し、車両の待機を要請することができる。

② 配車手続き

各班は、車両を必要とする場合は、車種、台数、日時及び引渡し場所等を明示し、本部事務局に請求する。

(4) 鉄道による輸送

本部事務局は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道（株）又は、日本貨物鉄道（株）に鉄道による輸送を要請する。

(5) ヘリコプターによる輸送の要請

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊等と連携して臨時のヘリコプター離発着場を開設する。

(6) 船舶による輸送

本部事務局は、陸路による緊急輸送が困難な場合においては、耐震強化岸壁等が整備された鴨川漁港を海上輸送拠点として活用した輸送を実施する。

その場合においては、鴨川市漁業協同組合及び東安房漁業協同組合に組合及び組合員の持船による海上輸送の協力要請をする。それでも間に合わない場合には、県、他市町村の漁業協同組合にも協力を要請し、応急対応要員又は緊急物資等の輸送をする。

市内の民間企業の持船にも協力を要請する。

第8節 避難対策

項目	実施担当	関係機関
1. 津波避難		
2. 避難の勧告・指示	本部事務局	
3. 警戒区域の設定	本部事務局	
4. 避難誘導	本部事務局	
5. 避難所開設	教育班、各班、防災班	
6. 避難所の運営	教育班、市民生活班、各班	
7. 避難所設備の整備	教育班	
8. 避難者への支援	本部事務局、教育班、産業班、医療支援班	
9. 要配慮者の避難対策	福祉班	
10. 広域避難	本部事務局	
11. 避難所の集約及び解消	本部事務局	

1. 津波避難

津波避難は、別に定める「鴨川市津波避難計画」によるものとする。津波避難の方針は、次のとおりである。

(1) 避難指示（緊急）の発令

次の場合に海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。

- ① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき
- ② 強い地震（震度5弱以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が避難の必要を認めたとき

(2) 避難先

津波避難施設又は海岸から離れた避難場所や高台に避難する。

津波が引いた後も長期にわたり避難が必要な場合は、2次避難場所へ移動する。

(3) 避難方法

避難方法は徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- ① お年寄りや体の不自由な人などが長い距離を避難する場合
- ② 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合

2. 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示（緊急）は、別に定める「鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。避難の勧告・指示（緊急）の方針は、次のとおりである。

(1) 避難の勧告・指示（緊急）の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域

の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。本部事務局は、これらの事務を行う。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長 (本部長)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
知事及びその命を受けた県職員	○津波等により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法（昭和24年法律第193号）第29条 地すべり防止法第25条
警察官 海上保安官	○市長（本部長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長（本部長）から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき	自衛隊法第94条

■避難の種類及び発令基準（津波を除く）

種類	内容	基準
避難準備・高齢者等避難開始	○避難に時間を要する方は避難開始	○地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
避難勧告	○危険区域の住民が避難すること	○有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
避難指示（緊急）	○危険の切迫性があり緊急的に避難すること	○その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき。

(2) 避難の勧告・指示（緊急）等の伝達

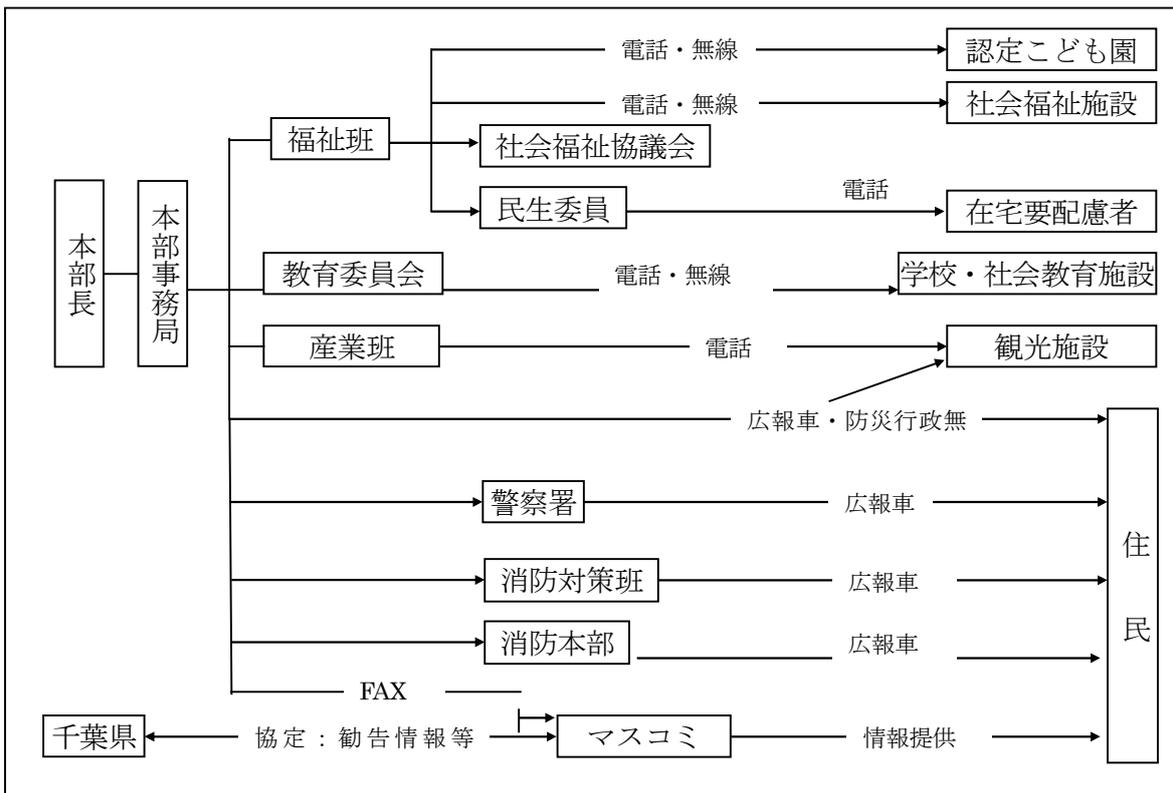
避難の勧告・指示（緊急）等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告・指示（緊急）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難時の伝達事項例

○避難の理由	○避難勧告・指示（緊急）の対象区域
○避難先	○避難経路
○避難時の服装、携行品等	○避難行動における注意事項

■避難勧告・指示（緊急）等の伝達経路



※認定こども園、社会福祉施設、学校等へは、市防災無線などで伝達した後、職員を派遣する（津波を除く）。

(3) 避難の措置と周知

本部事務局は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）
- 広報車
- サイレン又は警鐘
- ツイッター等のSNS
- 電話、FAX、登録制のメール

その他速やかに住民に周知できる方法

② 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

3. 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長 (本部長)	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長（本部長）に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	次の場合、上記に記載する市長（本部長）等の職権を行うことができる。 ○市長（本部長）若しくは市長（本部長）の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条

警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長（本部長）若しくは市長（本部長）の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

4. 避難誘導

避難の誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織の避難誘導担当者その他の避難措置の実施者が行う。本部事務局は、これらの機関に要請する。

5. 避難所開設

(1) 避難所の開設

市長（本部長）は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

教育班、各班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。派遣された職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。

教育班は、避難所からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。

防災班は、協定施設避難所開設の要請を行う。

(2) 避難者の受入れ

避難所職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、随時、災害対策本部に報告する。

6. 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、次のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営体制の確立

住民組織を中心とした避難所自治組織（以下「自治組織」という。）を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。運営にあたっては、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や、役割分担に偏りがないよう配慮する。

また、市は避難所の運営管理のために、各班（長期化する場合は、全職員で対応）の職員を派遣する。派遣職員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

避難所職員は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や、教育班を通じて災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所職員	○災害対策本部との連絡 ○避難者への広報 ○施設管理者との調整	○避難所記録の作成 ○運営に関する相談
自治組織	○運営方針の決定 ○避難世帯調査票の記入 ○清掃 ○要望のとりまとめ	○生活ルール of 決定 ○食料・物資の配布 ○避難者への情報伝達
ボランティア	○生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

避難所職員は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者の管理

避難所職員は、自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿等を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、教育班を通じて災害対策本部へ報告する。病人の発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

なお、避難所への名簿掲示などの避難者情報の広報に際しては、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

(4) 指定避難所以外の被災者の把握

市民生活班は、教育班と連携し、指定避難所以外に自宅、地区の集会場等で避難生活を余儀なくされている被災者を把握する。

(5) 避難所広報

避難所職員は、避難者への広報を掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(6) 防犯対策

避難所職員は、避難所において外来者は受け付け記録をとるほか、就寝場所、トイレ等の巡回警備等を行い、防犯に注意する。教育班は、必要に応じて警察官の派遣を要請する。

また、警察官と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

7. 避難所設備の整備

(1) スペースの確保

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用エリアの区分、男女別更衣室、物干場、授乳室、女性用トイレの設置などに配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

■スペース例

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護センタースペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	

(2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や要配慮者に配慮する。教育班は、関係班等と連携し必要な設備を確保する。

■避難所の設備等の例

○暖房器具	○仮設トイレ	○公衆電話
○給湯設備	○掲示板	○間仕切り
○食器、調理器具	○清掃用具	○感染症予防物品

8. 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

教育班は、避難所職員から必要数を把握し、産業班に食料・物資の供給を連絡する。食料は、アレルギー、宗教等に配慮する。

なお、避難者への食料・物資の配布は、自治組織が実施するが、女性用品は女性が配布するなどの配慮を行う。

食料・物資の供給は、自宅や指定避難所以外に避難している地域の被災者全員を把握し配給する。

食料の調達、運搬、炊き出しは第11節を参照する。

(2) 衛生対策

避難所職員は、自治組織、ボランティア及び医療支援班等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。

自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

■衛生対策例

○ゴミ箱、清掃用具の設置	○トイレ、洗面所の清掃・消毒
○ゴミ置場等の清掃・消毒	○マスク着用や手指消毒の励行

(3) 食中毒等の予防

避難所職員は、医療支援班と連携し食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(4) 入浴対策

本部事務局及び教育班は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

(5) 健康管理対策

避難所職員は、医療支援班と連携し感染症の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。

なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に救護所を設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。

(6) 被災者意見等の聴取

避難所職員は、避難所で被災者等の要望や意見を収集し整理する。

9. 要配慮者の避難対策

(1) 重度在宅療養者の対策

福祉班は、避難時に重度在宅療養者を福祉施設に一時的に受入れ、施設での受入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

(2) 避難生活での配慮

福祉班は、避難所職員と連携し要配慮者専用スペースや間仕切りの設置など、要配慮者の避難所生活に配慮する。

(3) 福祉避難所の開設

避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じて福祉避難所を開設する。福祉避難所の設置は、市が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

(4) 避難行動要支援者システムの活用

地図情報との連動により、避難が必要な区域における避難行動要支援者を抽出するなど、災害発生の状況に応じて避難行動要支援者システムを活用し、避難行動要支援者の安全確保に努める。

10. 広域避難

本部事務局は、避難者が多数で地域の避難所に収容できない場合は、市内の他地域の避難所に収容する。

さらに、市内の避難所では収容できない場合は、近隣市町及び県に対し、市外への広域避難を要請し、受入れ先の自治体との調整及び移送について検討する。

11. 避難所の集約及び解消

本部事務局は、避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

第9節 医療救護

項目	実施担当	関係機関
1. 応急医療救護活動	医療支援班、国保病院	安房郡市消防本部、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、一般社団法人安房薬剤師会薬業会、安房健康福祉センター、災害拠点病院（亀田総合病院 外）、救急告示病院（東条病院 外）
2. 医薬品・医療用資器材等の確保	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、一般社団法人安房薬剤師会薬業会、安房健康福祉センター、千葉県赤十字血液センター
3. 被災者等の健康管理	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、一般社団法人安房薬剤師会薬業会、安房健康福祉センター

1. 応急医療救護活動

(1) 情報の収集

医療支援班は、災害対策本部を通じ、又は安房健康福祉センター及び一般社団法人安房薬剤師会薬業会等関係機関との連携により、災害医療体制の確立（「安房地域災害医療体制整備のための実働マニュアル」に基づく）と迅速な応急救護活動のため、次の情報の収集を行う。

- ア. 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ. 避難所の設置状況及び傷病者の発生状況
- ウ. 救護用品及び医薬品等医療資器材の需給状況
- エ. 医療施設及び避難所等への交通状況
- オ. その他参考となる事項

(2) 救護センター等の設置

医療支援班は、総合保健福祉会館に救護センターを設置し、傷病者の応急救護活動並びに収容及び搬送を実施する。

また、必要に応じて地域防災拠点又は避難所に救護所を設置し、傷病者の応急救護活動を実施するとともに、安房郡市消防本部及び救急告示病院との連携のもと、傷病者の収容及び搬送を実施する。

■ 応急救護活動

- 傷病者の応急手当
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の判別
- 軽症者等の処置
- 助産活動
- 健康及び衛生状態の管理に関する助言
- 応急救護活動の記録及び医療支援班への活動状況等の報告

(3) 医療救護の実施

医療支援班は、救護センターにおいて対応できない事態が生じた場合は、公益社団法人安房医師会に対して医療救護班の派遣を要請し、医療救護班を一次的に救護センターで受け入れる。

医療救護班は、傷病者の発生状況等に応じて、避難所等において医療救護を実施する。

市長（本部長）は、多数の傷病者が発生した場合は、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部に対し、医療救護班等の派遣を要請する。

■医療救護活動

- 負傷者の傷害等の程度判別（トリアージ）の実施
- 重篤・重症者の応急手当及び中等者等への処置
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 軽症者等への医療
- 助産活動
- 在宅療養者、特に人工呼吸機器装着患者等の救護
- 死亡の確認
- 医療救護活動の記録及び災害対策本部への活動状況等の報告

(4) 傷病者の搬送

救出現場又は避難所等から救急告示病院等への重篤・重症者又は中等症者の搬送は、消防本部若しくは救急告示病院の救急車又は医療支援班により行う。

災害拠点病院又は県外の医療施設への搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

軽症者の搬送は、原則として自主防災組織が行う。

(5) 後方医療施設の確保

市内の災害拠点病院及び救急告示病院において、重篤・重症者、中等症者等を収容する。

市長（本部長）は、市内の災害拠点病院等で収容困難な重篤・重症者等の収容先を確保するため、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部を通じて広域搬送を要請する。

■後方医療施設

災害 拠点 病院	基幹災害医療 センター	亀田総合病院	鴨川市東町 929	04-7092-2211
	地域災害医療 センター	安房地域医療センター (合同救護本部)	館山市山本 1155	0470-25-5111
救急告示病院		市立国保病院	鴨川市宮山 233	04-7097-1221
		東条病院	鴨川市広場 1615	04-7092-1207
その他後方医療施設		エビハラ病院	鴨川市太海 630	04-7093-2626
		小田病院	鴨川市横渚 880	04-7092-1128
		東条メンタルホスピタル	鴨川市広場 1338	04-7092-2138

(6) 医療要援護者の支援

医療支援班は、在宅の人工透析患者及び人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療施設の対応状況を確認し、情報を提供する。

また、必要に応じて受け入れ可能な医療機関への移動を支援する。

2. 医薬品・医療用資器材等の確保

(1) 医薬品・医療用資器材等の確保

医療支援班は、医薬品及び医療用資器材が不足するときは、市内医療機関、一般社団法人安房薬剤師会薬業会及び医薬品業者から医薬品及び医療用資器材を調達する。

入手困難なときは、災害対策本部を通じて、災害応援協定を締結している他の地方公共団体等に要請するほか、安房健康福祉センター（鴨川地域保健センター）に備蓄されている災害用備蓄医薬品を救護所等に供給要請する。そのほか安房健康福祉センターから県を通じて、医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、医薬品等を確保する。

(2) 血液製剤等の確保

医療支援班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて献血への呼びかけを行う。

3. 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

医療支援班は、避難所生活が長期化するときは、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に救護所を設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。この実施にあたっては、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会に対して巡回医療支援班の編成を要請し、健康診断のほか、精神科及び歯科等を含めたきめ細かな活動を行う。

(2) 心のケア

医療支援班は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変や避難生活の長期化によるストレス障害等に対応するため、安房健康福祉センターと連携し、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングやメンタルヘルスケア等を行い、被災者の精神的負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

医療支援班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

医療支援班は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

第10節 防疫・清掃

項目	実施担当	関係機関
1. 検病調査・健康診断	医療支援班、国保病院	安房健康福祉センター、公益社団法人安房医師会
2. 防疫活動	医療支援班	安房健康福祉センター
3. 避難所における衛生管理	医療支援班	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
4. 保健活動	医療支援班	公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター
5. 食品衛生対策	医療支援班	安房健康福祉センター
6. し尿の処理	環境班	
7. ごみの処理	環境班	安房郡市広域市町村圏事務組合
8. 障害物の除去	土木班、環境班	河川管理者、道路管理者
9. 動物対策	産業班、環境班、市民生活班、調査班、教育班	南部家畜保健衛生所、安房健康福祉センター、獣医師会

1. 検病調査・健康診断

(1) 検病調査・健康診断

検病調査は、安房健康福祉センターが検病調査班を編成し実施するが、被害の状況によっては、医療支援班は、公益社団法人安房医師会に検病調査班の編成を要請し、安房健康福祉センターに協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

(2) 感染症患者への措置

医療支援班は、一類～四類感染症又は新感染症の患者が発生し知事の指示があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、感染症の発生場所及びその周辺の消毒を実施する。

■感染症患者等への措置

○県の業務

- ・発生状況、動向及び原因の調査（感染症法第15条）
- ・健康診断（ 〃 第17条）
- ・就業制限（ 〃 第18条）
- ・染症指定医療機関への入院勧告（ 〃 第19条、第20条）

○市の業務

- ・消毒等（ 〃 第27条、第29条）

※感染症指定医療機関：成田赤十字病院

2. 防疫活動

(1) 防疫業務の実施

医療支援班は、感染症法に基づき、関係各班、医師会等と協力し、安房健康福祉センターの指示により次の防疫事務を実施する。

また、市は患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時安房健康福祉センターに報告する。

■災害防疫業務

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 予防教育及び広報活動の強化 | <input type="checkbox"/> 消毒方法の施行 |
| <input type="checkbox"/> そ族、昆虫等の駆除 | <input type="checkbox"/> 生活用水の使用制限及び供給等 |
| <input type="checkbox"/> 避難所の衛生管理及び防疫指導 | <input type="checkbox"/> 臨時予防接種の実施 |

(2) 防疫班の編成

医療支援班は、防疫活動実施のための防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫班を複数編成する。不足する場合は、近隣市町、県、その他の関係機関に応援を要請する。

(3) 防疫用資機材・薬品の調達

医療支援班は、防疫用資機材・薬剤を県（安房健康福祉センター）から調達する。

(4) 清潔方法・消毒方法の実施

医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。

3. 避難所における衛生管理

医療支援班は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> トイレの清掃・消毒 | <input type="checkbox"/> 避難所居住スペースの清掃 |
| <input type="checkbox"/> ごみ置場の清掃・消毒 | <input type="checkbox"/> 手洗い、うがい等の励行 |
| <input type="checkbox"/> 食品の衛生管理 | <input type="checkbox"/> マスク着用や手指消毒の励行 |

4. 保健活動

医療支援班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と連携して保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。

5. 食品衛生対策

医療支援班は、安房健康福祉センターと協力し、飲料水汚染のおそれがある場合は、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

6. し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境班は、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

(2) し尿の処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、衛生センターで収集・処理する。「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」により、し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市町等に要請する。

7. ごみの処理

災害廃棄物については、「鴨川市災害廃棄物処理計画」（令和2年3月策定）により収集・処理を行う。

住民の在宅している世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するために状況によっては一時的に中止する。通常と同じようにごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。避難所でも、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

環境班は、被災状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を見直す。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、ごみの収集・処理を行う。また、ごみの発生量が多い場所などでは仮集積所の設置についても考慮する。

(1) 実施機関

- ① 災害時における被害地域の清掃は、市長（本部長）が実施する。
- ② 市は、地震災害等による大量の廃棄物が発生し市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

(2) 廃棄物の処理方針

- ① がれき
がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、原則として最終処分場で適正に処分する。
- ② 粗大ごみ
粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
- ③ 生活ごみ
生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
- ④ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針
産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(3) 発生量の推計方法

市において、原則として千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(4) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、環境班が作業計画を策定し決定するが、原則として次のとおり行う。

- ① 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので最優先で収集、搬送の体制を確立し、焼却場へ搬送し焼却処理する。
- ② 家具・家電製品等の粗大ごみは、種別し、清掃センター等へ搬送し、焼却処理又は、安房郡市広域市町村圏事務組合処理施設に搬送し、共同処理する。

③ ごみの一時集積

被災地域の環境保全の緊急性を考える観点から、災害発生後収集可能な状態になった時点から10日以内に、ごみの一時集積場を指定し、速やかに被災地域からの搬出を行う。

作業は、平常作業からの全面応援及び臨時雇用の人員・機材により、市民生活に直接障害となっているごみの早急な収集に努める。

また、一時集積場については定期的な消毒を行う。

(5) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、市ではあらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにする。

(6) ごみの処理方法

- ① 清掃センターで焼却するほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行う。
- ② 安房郡市広域市町村圏事務組合粗大ごみ処理施設で粉碎、圧縮処理する。

8. 障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物の除去

住居又はその周辺に運ばれた堆積土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

■障害物除去の対象者

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの |
|--|

土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関と連携して実施する。

(2) 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と連携して実施する。

(3) 道路上の障害物の除去

道路管理者は、各管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

また、管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

(4) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、次の点について十分留意して行う。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- ② 除去作業は、緊急でやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う。

(5) 環境汚染の防止対策

環境班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

9. 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

産業班は、南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、警察、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。

また、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。

環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る。

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

項目	実施担当	関係機関
1. 食料の供給	産業班	
2. 給水	水道班	
3. 生活必需品の供給	産業班	
4. 救援物資の受け入れ・管理	広域拠点班	
5. 県による物的支援		県

1. 食料の供給

(1) 備蓄食料の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の食料を活用することを原則とする。
市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した食料を提供する。

(2) 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
 - 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
 - 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
 - 災害応急活動従事者※
 - 流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった人※
- ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である

(3) 供給数の把握

産業班は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織又は避難所職員からの申告にもとづいて、教育班を通じて把握する。
災害対策本部要員	各班からの報告を本部事務局が把握する。
応援者、作業従事者	作業を所管する各班からの報告を本部事務局が把握する。

(4) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者、薬局等から粉ミルク（調製粉乳）又は液体ミルクを調達する。

市内で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は県に要請する。

なお、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて農林水産省生産局を通じ米穀販売業者から受領する。

(5) 食料の搬送・配布

産業班は、食料の供給を避難所まで搬送するよう食料供給業者に要請する。

市外から救援物資として届けられた食料は、総合運動施設文化体育館に集積し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

(6) 炊き出し

産業班は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。

炊き出しは、学校給食センター、自衛隊に要請する。避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

炊き出しの食材等は、安房農業協同組合、食料品販売業者から調達する。米穀は、米穀取扱業者から調達する。

2. 給水

水道施設が破損し、飲料水の供給が停止した場合、次のように行う。

(1) 備蓄飲料水の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の飲料水を活用することを原則とする。

(2) 優先給水

水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

○断水地区の範囲	○断水地区の人口、世帯数
○避難所及び避難者数	○給水所の設置場所

(4) 給水活動の準備

水道班は、次のように給水活動の準備を行う

■給水活動の準備

給水拠点の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画作成	○給水ルート ○給水方法 ○給水量 ○人員配置 ○広報の内容・方法等 ○資機材の準備 ○水質検査
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	水槽積載車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）

(5) 水源の確保

水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、水源の確保を図る。

また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽、貯水槽等を給水源として利用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等安全性に特に留意する。また、応

急給水資機材の清掃・消毒等による水質の安全に留意する。

(6) 給水活動

水道班は、浄水場から給水拠点に水槽積載車で運搬する。また、給水拠点において、市が所有している飲料水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。市のみで対応不能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」による。

また、給水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等、あるいは復旧作業により使用可能になった消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

(7) 家庭用井戸等からの給水

水道班は、家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認められたときは、その付近の住民に飲料水として使える旨を広報する。

3. 生活必需品の供給

(1) 備蓄物資の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄等の物資を活用することを原則とする。

市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した物資を提供する。

(2) 対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ

②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給数の把握

産業班は、教育班及び市民生活班を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体（区・町内会等）住民自治会組織から必要数を把握する。

(4) 生活必需品の確保

産業班は、生活必需品を協定締結業者から確保する。確保が十分でない場合は、県等に供給を要請する。

■供給する生活必需品

○寝 具……………毛布、布団

○外 衣……………作業衣、婦人服、子供服等

○肌 着……………肌着、下着等

○身の回り品……………タオル、ズック靴等

○日 用 品……………石鹸、ちり紙、歯ブラシ、おむつ、生理用品等

○光熱材料……………マッチ、ロウソク、懐中電灯、卓上コンロ、ガスボンベ等

○燃 料……………ガソリン、石油、灯油、重油等

○炊事道具……………食器、鍋等

(5) 生活必需品の搬送・配布

産業班は、生活必需品の供給を避難所まで搬送するよう物資供給業者に要請する。市外か

ら救援物資として届けられた生活必需品は、総合運動施設文化体育館に集積し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難者への配布は、自治組織に一任する。被災者宅への配布は、地区の施設まで搬送し、自治的活動をする団体（区・町内会等）自治会、民生委員及びボランティア等の協力を得て被災者に公平に配布する。

4. 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。公共団体、企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理・配分

広域拠点班は、総合運動施設文化体育館に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。

5. 県による物的支援

県は、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される場合は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

第12節 行方不明者の捜索・遺体の処理

項目	実施担当	関係機関
1. 行方不明者の捜索	市民生活班、消防対策班	消防本部、警察署、勝浦海上保安署
2. 遺体の処理	市民生活班	警察署、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
3. 遺体の埋火葬	市民生活班	

1. 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、相談窓口で受付けた捜索願及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携をとる。

(2) 捜索活動

消防対策班は、救助活動で編成した救助隊を、遺体の捜索及び収容隊としてあて、行方不明者リストに基づき捜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

鴨川市周辺海域に行方不明者等が漂流する事態が発生した場合は、直ちに鴨川警察署及び勝浦海上保安署に連絡するとともに、地元漁協及び船舶関係者の協力を得て、捜索、救助及び収容にあたる。

2. 遺体の処理

(1) 遺体安置所の開設

市民生活班は、遺体の検視、検案等の処理、安置を行うための遺体安置所を開設する。また、遺体の処理、安置に必要な資機材を葬祭業者等から確保する。

(2) 遺体の検視（見分）

市民生活班は、遺体の検視のための警察官の派遣を警察署に依頼する。

警察署は、遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

(3) 身元の確認

市民生活班は、警察署と連携して身元不明遺体の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

特に、身元不明遺体が多数の場合、身元不明者のリスト等を作成し身元確認を進める。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。

市民生活班は、検案医師について、県、国保病院のほか、必要に応じて公益社団法人安房医師会長、一般社団法人安房歯科医師会長等に出動を要請し、知事、他の市町村に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族に引き渡す。

■遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 遺体の検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

(5) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

3. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民生活班は、災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

市民生活班は、遺体を長狭地区火葬場にて火葬する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。なお、遺体の埋火葬が市のみで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 遺骨の保管

市民生活班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が指定した墓地に埋葬する。

第13節 被災住宅対策

項目	実施担当	関係機関
1. 応急仮設住宅	土木班	
2. 住宅の応急修理	土木班	
3. 被災建築物の応急危険度判定	土木班	
4. 被災建築物の撤去・解体	土木班、環境班	
5. 被災宅地の危険度判定	土木班	

1. 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。実施は市長（本部長）の指示により土木班が担当する。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

(1) 需要の把握

土木班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、被災者の相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けている等次の条件に該当する者である。

■ 応急仮設住宅の対象者(入居資格条件)

次のすべての条件に該当する者

- ① 災害時において現実に市内に居住していることが明らかなる者
- ② 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ③ 居住する住家がない者であること
- ④ 自らの資力で住宅を確保することができない者であること

上記の条件に合う、次に掲げる者

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
- 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長（本部長）が委員を選任し、その意見を聞いて方針を定め選定する。

(3) 建設用地の確保

土木班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として市立学校の校庭や公園などから選定する。

(4) 仮設住宅の建設

土木班は、市が建設する場合、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、原則として鴨川市入札参加業者資格者名簿に登録された者の中から指名し請負工事にて建設する。なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(6) 公営住宅の確保

土木班は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空き部屋を確保する。

(7) 民間賃貸住宅の借り上げ

土木班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅）を提供できるよう努める。

2. 住宅の応急修理

地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

県は、原則として建設事業者との請負契約により応急修理を実施する。

3. 被災建築物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定士の確保

土木班は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、次の方法により応急危険度判定の有資格者を確保する。

■判定士確保の方法

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 県、他市町村への要請② 市内の建築士会等関係団体への要請③ ボランティアの募集 |
|---|

(2) 応急危険度判定実施本部の設置

土木班は、市役所に応急危険度判定実施本部を設置し、以下の準備を行う。

■危険度判定の準備事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 担当区域の分担② 判定基準等のマニュアルの準備③ 判定結果を表示する用紙の準備④ 実施方法等の説明会の実施 |
|--|

(3) 応急危険度判定の実施

判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき、2人以上のチームで目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

なお、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

■判定の内容

危険（赤色）	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意（黄色）	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済（緑色）	建築物の損傷が少ない場合である。

4. 被災建築物の撤去・解体

被災建物の解体は原則として所有者の責任において行う。ただし、大規模災害などにおいて特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、それらの手続きについては、国及び県の方針を踏まえて検討する。

5. 被災宅地の危険度判定

市は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

土木班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第14節 文教対策及び労働力の確保

項目	実施担当	関係機関
1. 災害発生時の対応	教育班、福祉班	各学校、認定こども園
2. 応急教育活動	教育班、福祉班	各学校、認定こども園
3. 応急保育	福祉班	認定こども園
4. 労働力の確保	本部事務局	公共職業安定所

1. 災害発生時の対応

災害発生時の対応は、各施設の防災対応マニュアルに定める大規模地震が発生した場合の学校の初期対応に基づき行う。

(1) 児童・生徒等の安全確保

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 安否の確認

災害が発生した場合、学校長は、各学校等で児童・生徒等の安否を確認し、教育委員会に報告し、教育委員会はそれを把握する。

(3) 施設の被害調査

学校長等は、施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

教育班は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

(4) 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

2. 応急教育活動

災害発生時の対応は、各施設の防災対応マニュアルに定める学校再開に向けた対応に基づき行う。

(1) 教育場所の確保

教育班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

■教育場所の確保

災害の程度	応急教育実施予定
学校等の校舎の一部が災害を受けた場合	①特別教室、屋内施設等を利用する。 ②2部授業を実施する。
学校等の校舎すべてが災害を受けた場合	①公民館等公共施設を利用する。 ②近隣の学校等の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	①避難先の最寄りの学校等、公民館など公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	①市民の避難先の最寄り学校等、災害を受けなかった最寄りの学校等、公民館、公共施設等を利用する。 ②応急仮設校舎を建設する。

(2) 応急教育の準備

教育班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

学校長は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	○教具、資料を要するものはなるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目。例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。
生活に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴その他身体の衛生指導
その他の生活指導	○児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的に出来る仕事をさせる。 ○児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成する。文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。教科書の確保は、千葉県教育委員会に要請する。

(5) 学校納付金等の減免

教育班は、被災した児童生徒等への学校納付金等の減免を行う。

(6) その他の留意事項

施設内における児童生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとし、随時最寄りの学校の校医等が求めに応じて、補充要員として加わる。

■その他の留意事項

- 学校給食については、原則として一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊出しを行う。また、教育班は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定するものとし、市長（本部長）へ報告する。
- 学校教育課長は、被害学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- 市立認定こども園も市立学校に準じた措置を行う。

3. 応急保育

市立認定こども園長は、施設等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な施設を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の施設で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

4. 労働力の確保

(1) 求人の申込み

市又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、館山公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

(2) 求職者の紹介

求人を受理した館山公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとし、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

第15節 ライフライン施設等の応急・復旧

項目	実施担当	関係機関
1. 上水道施設	水道班	
2. ガス施設		一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会
3. 電力施設		東京電力パワーグリッド(株)
4. 通信施設		東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
5. 道路・橋梁	土木班	道路管理者
6. 公共施設	施設を所管する班	施設管理者
7. 鉄道施設		東日本旅客鉄道(株)

1. 上水道施設

(1) 応急活動体制の確立

水道班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

水道班は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

① 情報収集と緊急措置

水道班は、被災の情報収集と同時に緊急措置を行い、水道施設からの水の流出防止と施設破損に伴う危険物等による二次災害の防止等を図る。

② 応急復旧体制の整備

水道班は、集められた被災情報に基づき、速やかに応急復旧体制を整える。市水道課の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水政課に応援を要請し、応急復旧体制を整える。

ア. 復旧の優先順位

- ・取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- ・主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ. 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

ウ. 応急復旧資機材の備蓄

- ・応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

(3) 上水道の復旧対策

水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

○管類等の資機材の確保	○復旧に必要な人員の確保
○被害状況、復旧の見込み等の広報	○他水道事業者への応援要請

2. ガス施設

(1) 動員、配備体制

一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会は、非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規定により体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(2) 情報収集、連絡体制

災害に対して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て行う。

さらに本部は、外部関係機関と連絡をとるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報から、通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

(3) 消費者への広報

災害時には、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項について広報する。

ア. ガス栓を全部閉めること。

イ. ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

ウ. 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

県、市、消防署、警察署等の官公庁及び上部団体並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通しについて適切に広報連絡を行い、周知に努める。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、電力の円滑な供給を確保するために必要な災害応急復旧対策を講じる。

(1) 非常体制の確立

地震災害が発生したときは、非常災害対策本部を千葉総支社内に設置する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 応急復旧作業

電力施設の被害状況及び重要度、被害復旧の難易度を勘案し関係機関と協議を図るとともに、連携をとり安全を確認しながら応急復旧を行い、極力送電の確保に努める。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

(5) 消費者への広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4. 通信施設

東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、市及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定められた復旧順位に従って実施する。

(4) 広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車等により地域の住民に周知する。

災害用伝言ダイヤル「171」や掲示板、災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービス等の安否情報確認のためのシステム提供を開始する。

5. 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

各道路管理者は、所管道路について警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁については、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

各道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路1次路線など交通上重要と認められるものを最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

6. 公共施設

地震が発生した場合、河川、海岸、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

7. 鉄道施設

鉄道施設の応急復旧対策は、東日本旅客鉄道(株)が定めた「防災業務実施計画」に基づいて行われる。市は必要に応じてこれに協力する。

第16節 ボランティア活動への対応

項目	実施担当	関係機関
1. ボランティア団体への要請	福祉班	社会福祉協議会
2. ボランティアへの対応	福祉班	社会福祉協議会

1. ボランティア団体への要請

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

(1) ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

■ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> ○救護所等での医療、看護 ○病院などへの搬送 ○被災建築物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ○外国語の通訳、情報提供 ○被災者への心理治療 ○高齢者や障害者などの要配慮者の介護 ○その他の専門的知識、技能を要する活動等 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営 ○炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障害者などの要配慮者の支援 ○清掃、がれきの片付け ○その他被災地における軽作業など

(2) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりであり、これらに積極的に協力を求める。

■協力を求める個人、団体

<ul style="list-style-type: none"> ○個人 被災地の住民、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士その他 ○団体 鴨川市赤十字奉仕団、鴨川市社会福祉協議会、鴨川市国際交流協会、日本アマチュア無線連盟千葉県支部、その他ボランティア活動団体
--

(3) ボランティア参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の報道機関や市、県及び近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体や民間団体等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

2. ボランティアへの対応

災害状況によって多くのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランテ

ィアへの対応を行う。

(1) 活動拠点の設置

社会福祉協議会は、「鴨川市災害ボランティア活動センターの設置及び運営に関する協定」に基づき、ボランティア団体と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（ボランティア活動センター）を総合運動施設に設置する。

ボランティア活動センターでは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーターと関係機関との連絡調整などを行う。

(2) ボランティア保険への加入

福祉班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

(3) ボランティア活動との調整、支援

福祉班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

福祉班は、ボランティアの活動に必要な情報をボランティア活動センター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。

第17節 要配慮者への対応

項目	実施担当	関係機関
1. 要配慮者の安全確認	福祉班	
2. 要配慮者への支援	福祉班	
3. 福祉仮設住宅の供給	福祉班、土木班	
4. 福祉施設入所者等への対策	福祉班	社会福祉施設等
5. 外国人への対策	市民生活班	

1. 要配慮者の安全確認

要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画）に基づき実施する。

また、必要に応じて避難行動要支援者システムを活用し、迅速かつ的確な対応を行う。

(1) 安否確認

福祉班は、住民組織、自主防災組織、福祉関係団体、民生委員及び児童委員等と協力して、避難区域における在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の要否等を検討する。

(2) 避難情報の伝達

福祉班は、避難行動要支援者への情報の伝達に当たっては、避難行動要支援者自身が情報を取得できるようにそれぞれのハンディキャップを踏まえ、拡声器、口頭又は防災行政無線等の通常の伝達手段に加えて視覚障害者向けインターネット（電子メール読み上げアプリを使用）、FAX通信、聴覚障害者用情報伝達装置など多様な手段を活用して伝達を図る。

(3) 避難支援

避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が行う。

福祉班は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、避難所を確保するとともに、健康状態の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所を行う。

2. 要配慮者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉班は、要配慮者への援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次の対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	○必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ○その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	○踏み板等、段差の解消 ○簡易ベッド ○パーティション（間仕切り） ○車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資

要配慮者専用スペースの確保	○可能な限り少人数部屋 ○トイレに近い
生活支援	○適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ○ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	○手話通訳の派遣 ○ボランティアによる個別情報伝達

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受け入れを要請する。

(3) 巡回相談等の実施

福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 応急仮設住宅の配慮

福祉班及び土木班は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する。

3. 福祉仮設住宅の供給

土木班及び福祉班は、県と協力し、要配慮者向け住宅として福祉仮設住宅を設置する。

■福祉仮設住宅の対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策 ○ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施 ○グループホーム入居者への支援措置 |
|---|

4. 福祉施設入所者等への対策

(1) 安全確保

社会福祉施設等の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

(2) 施設における生活の確保

福祉班は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、産業班に供給を要請する。

5. 外国人への対策

市民生活班は、避難情報の伝達と安否情報の収集を行うとともに、外国人の避難状況によっては、県やボランティア等と協力し、災害多言語支援センターを設置するなどして、個別ニーズへの対応やメンタルヘルスケアなど外国人に配慮した支援を行う。

第18節 孤立対策

項目	実施担当	関係機関
1. 孤立地区の確認	本部事務局、土木班	
2. 救助・救出		消防本部
3. 集団避難	本部事務局	
4. 緊急支援物資の確保・搬送	本部事務局	

1. 孤立地区の確認

本部事務局は、一般電話、無線電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行う。通信遮断により孤立が予想された場合は、土木班の派遣等により道路の状況を確認し、孤立状況の把握を実施する。

また、県、自衛隊、関係機関のヘリコプター、船舶による偵察などにより可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保する。

2. 救助・救出

消防本部は、建物被害等により生き埋め者や重傷者が発生した場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶等により救急搬送や救助要員の応援隊を搬送する。

3. 集団避難

本部事務局は、孤立地区において、土砂災害により二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、地区全員の集団避難を勧告する。

その場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶などの避難手段を確保する。

なお、集団避難を完了した後は、防犯等のために必要に応じてパトロールを実施する。

4. 緊急支援物資の確保・搬送

地区住民は、集団避難完了あるいは道路の復旧などにより孤立が解消するまでの間は、食料品等を相互に融通しあい、できる限り地区内で自活することを原則とする。

本部事務局は、食料品、物資等が不足する場合は、県、自衛隊等の協力を得て、地区住民の生活維持のため、食料品、生活必需品等の輸送を実施する。

第19節 帰宅困難者対策

項目	実施担当	関係機関
1. 安全確保		観光施設の管理者、交通機関の管理者
2. 帰宅困難者への支援	産業班	

道路の寸断、公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、観光客に対し、観光施設、交通機関の管理者等と協力して次のような支援を行う。

1. 安全確保

観光施設の管理者、交通機関の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

2. 帰宅困難者への支援

(1) 一時滞在施設等の提供

産業班は、滞留時間が長期に及ぶ見通しのときは、観光施設の管理者、交通機関の管理者等と連携して、公共施設等に一時滞在施設を開設する。特に、自動車で移動する帰宅困難者のために、駐車可能な空地を確保し、駐車場として指定する。

一時滞在施設を開設した場合は、その状況を集約し県へ報告するとともに、駅、帰宅困難者が避難している避難所等への情報提供を行い、避難誘導を促す。

(2) 情報等の提供

産業班は、帰宅困難者に対し、被害の状況や鉄道の運航情報等の帰宅情報を提供する。

さらに、可能な場合は、飲料水、食料、物資等の提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供について検討・実施する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活への支援

項目	実施担当	関係機関
1. 被災者台帳の作成等	市民生活班	
2. 災害見舞金等の支給	福祉班	社会福祉協議会
3. 被災者生活再建支援金	福祉班	県、(財)都道府県会館
4. 災害復興住宅融資		住宅金融支援機構
5. リ災証明書の発行	調査班	
6. 災害公営住宅の供給	土木班	
7. 租税等の減免等	調査班	県
8. 介護保険における措置	医療支援班	
9. 職業のあっせん		公共職業安定所
10. 農林漁業への融資	産業班	県、農業協同組合
11. 中小企業への融資	産業班	県、一般金融機関、政府系金融機関、信用保証協会
12. 義援金の受け付け・配分	福祉班	
13. 郵政事業における措置		日本郵便(株)

1. 被災者台帳の作成等

(1) 被災者台帳の作成

市民生活班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

市民生活班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者への援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

(3) 安否情報の提供

市民生活班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

2. 災害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による支給

福祉班は、次の支援を行う。

① 災害弔慰金の支給

「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

② 災害障害見舞金の支給

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

③ 災害援護資金の貸付

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付を行う。

(2) 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金の支給

福祉班は、「千葉県災害見舞金等支給基準」に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。

(3) 鴨川市災害見舞金等支給要綱による支給

福祉班は、市民に対し、「鴨川市災害見舞金等支給要綱」に基づき、地震等の災害により災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し、見舞金又は弔慰金等を支給する。

(4) 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3. 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人である（公財）都道府県センターが行う。）

福祉班は、同法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

4. 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入等を行えるよう資金を融資する。

5. り災証明書の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。り災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

また、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

さらに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、ドローン等による空撮写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

6. 災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、地震等による大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

土木班は、県と調整を図り災害公営住宅の整備を行う。

■災害公営住宅の適用条件

- | |
|--|
| <p>○地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき <p>○火災による場合</p> <ul style="list-style-type: none">・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき |
|--|

7. 租税等の減免等

地震等の災害によって被害を受けた住民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

調査班は、各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、受付処理を行う。

(1) 納税期限の延長

地震等の災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

(2) 徴収猶予

地震等の災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免

地震等に被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

■税等の減免の内容

税 目	減 免 の 内 容
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税・国民健康保険税	被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

8. 介護保険における措置

医療支援班は、大規模災害の発生時において国から示される特例措置を踏まえ、災害によって被害を受けた住民に対し、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○認定更新申請期限に関する措置 | ○給付差し止め等に関する措置 |
| ○給付割合の増額 | |

9. 職業のあっせん

館山公共職業安定所は、地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

■職業安定所の職業のあっせん

- | |
|--|
| ○被災者のための臨時職業相談窓口の設置 |
| ○館山公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 |
| ○職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用 |
| ○雇用保険の失業給付に関する特例措置 |

10. 農林漁業への融資

産業班は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、千葉県、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■農林漁業への融資

- | |
|--|
| ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関） |
| ○農林漁業金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関） |

11. 中小企業への融資

産業班及び県は、地震等による災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

■中小企業への融資制度

- 一般金融機関、政府系金融機関の融資
- 小規模企業者等設備導入資金の貸付
- 信用保証協会による融資の保証

12. 義援金の受け付け・配分

(1) 義援金の受け付け

福祉班は、県及び日赤千葉県支部と連携をとり、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

(2) 義援金の配分

福祉班は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

13. 郵便事業における措置

地震が発生した場合において、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の対策を実施する。

■郵便事業における措置

- 被災者への郵便葉書等の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 災害時における窓口業務の維持
- 災害特別事務取扱い、(株) ゆうちょ銀行の非常払及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第2節 生活関連施設等の復旧対策

項目	実施担当	関係機関
1. 災害復旧事業計画	各班	
2. 災害復旧予算措置	各班	

1. 災害復旧事業計画

市は、県、国と連携して地震による災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

■公共施設の災害復旧事業計画

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
① 河川
② 海岸
③ 砂防設備
④ 林地荒廃防止施設
⑤ 地すべり防止施設
⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
⑦ 道路
⑧ 漁港
⑨ 下水道
⑩ 公園
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
(3) 都市施設災害復旧事業計画
(4) 上下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) その他災害復旧事業計画

2. 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

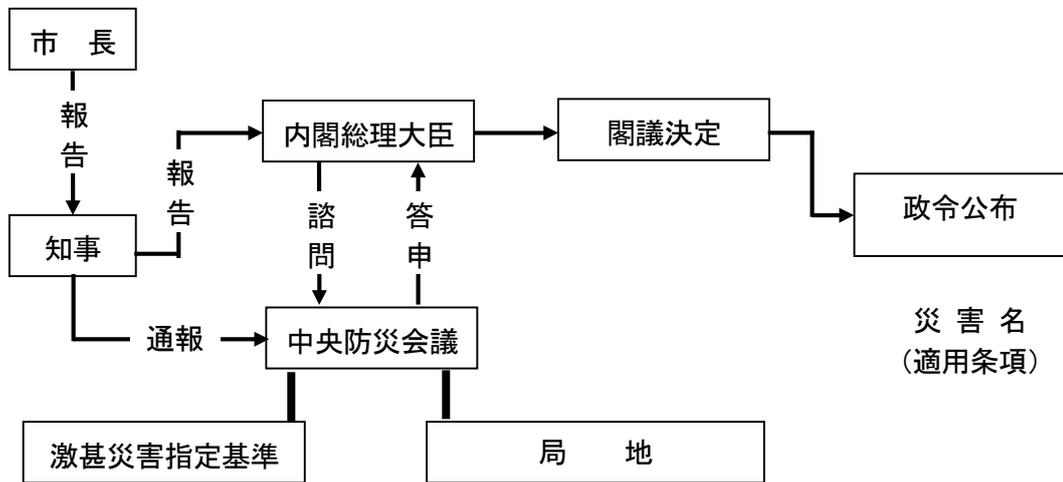
第3節 激甚災害の指定

項目	実施担当	関係機関
激甚災害の指定に関する計画	本部事務局	

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

■激甚災害指定の流れ



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 ○河川等災害復旧助成事業 ○河川等災害関連事業 ○河川等災害特定関連事業 ○河川等災害関連特別対策事業 ○特定小川災害関連環境再生事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症予防施設災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付に関する特例

第4節 災害復興

項目	実施担当	関係機関
1. 復興計画作成の体制づくり	本部事務局	
2. 復興に対する合意形成	本部事務局	
3. 復興計画の推進	本部事務局	

地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、県及び関係機関と、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

第4章 東海地震対応計画

第1節 総則

1. 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、震度6弱以上又は、発生後20分以内に大津波（津波高3m以上）が来襲する市町村を強化地域として指定した。本市は、この地域には含まれていないが、震度5強程度の揺れが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念される。

このため、防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

2. 基本方針

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

(1) 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら

- ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとること
 - ② 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保すること
- を目的とした。

(2) 計画の範囲

本計画は、原則として、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置を定めたものであるが、東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のために必要な対策も盛り込んだものである。

なお、東海地震に係る予防対策及び地震発生後の応急、復旧対策は、第2章、第3章で対処する。

(3) 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ① 東海地震が発生した場合の県内の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- ② 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とする。ただし、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

- ③ 本市及び各防災機関並びに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(4) 計画の実施

本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、「鴨川市地域防災計画」の第4章として位置づける。

3. 東海地震関連情報の発表

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、市防災行政無線等を通じて市民に伝達される。

■東海地震関連情報

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報(カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制で対応する。
東海地震注意情報(カラーレベル黄)		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	災害対策本部 設置前体制
東海地震予知情報(警戒宣言が含まれる) (カラーレベル赤)		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合 (東海地震予知情報を解除する場合)	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	災害対策本部

4. 今後の課題

本計画の策定にあたっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置について更に検討を加えていく必要のあるものもある。

今後、市民の意識調査等を通じて、更に充実した計画としていくものとする。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

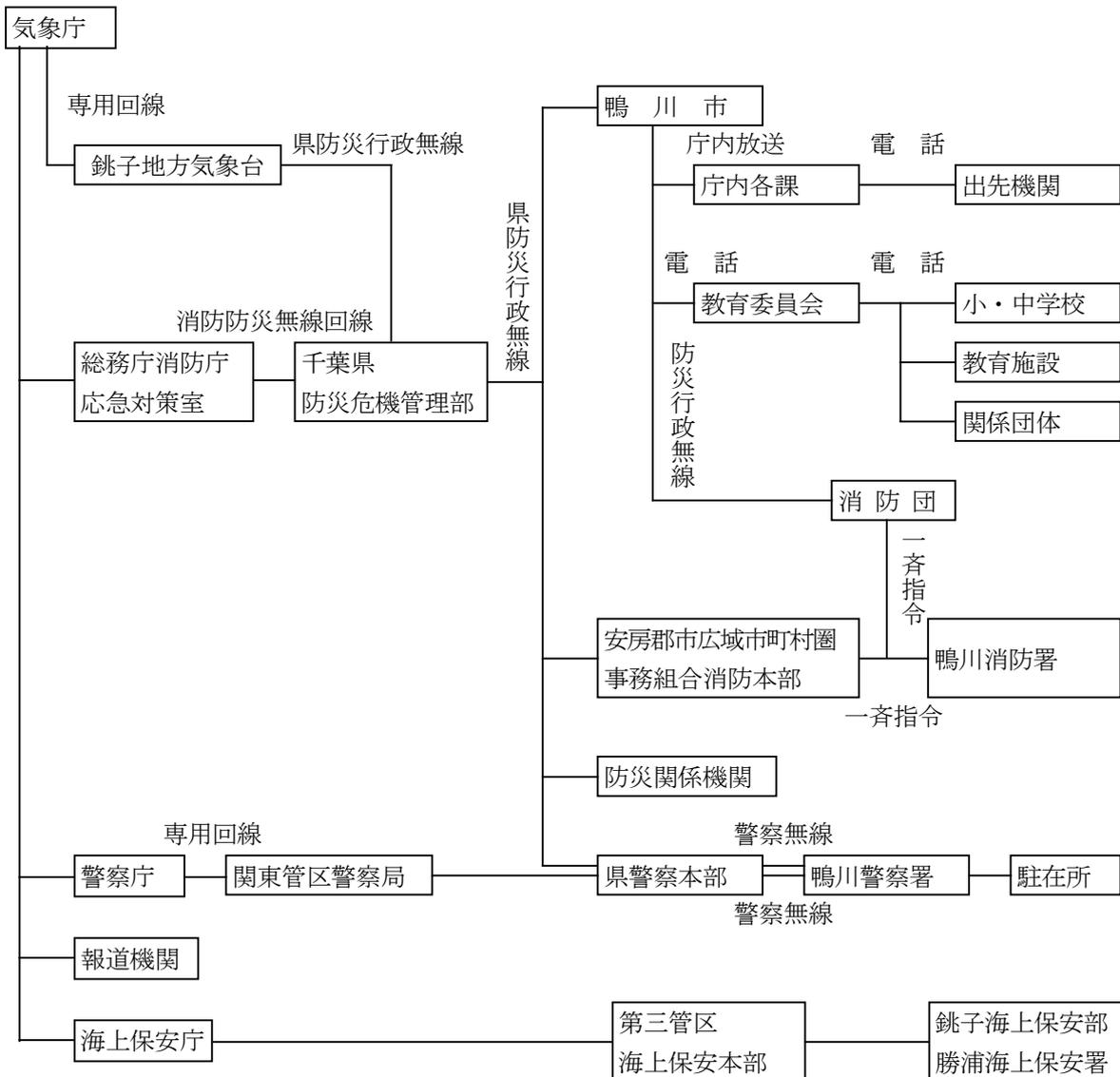
1. 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

■東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



(2) 伝達体制

機 関	内 容
市	危機管理課 危機管理課(勤務時間外は警備員及び日直職員)は、県から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を庁内各課、教育委員会及び消防団に伝達する。
	教育委員会 教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を小・中学校、出先機関に伝達する。
	その他各課 各課は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を必要な関係機関、団体等に伝達する。
鴨川警察署	鴨川警察署は、県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び各出先機関に伝達する。
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	安房郡市消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防無線、消防専用電話その他の手段により館山消防署及び鴨川消防署並びに各分署・分遣所に伝達する。
その他の防災機関	県から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

東海地震注意情報に関する伝達事項は、次のとおりとする。

- ① 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- ② その他必要と認める事項

2. 活動体制

(1) 活動体制

東海地震注意情報が出された場合、第2配備体制をとり、危機管理課を中心に必要な部課を動員する。

(2) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

市災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理課が関係各防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。

- ア. 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- イ. 社会的混乱防止のため必要な措置
- ウ. 県及び関係防災機関との連絡調整

■ 関係機関の活動体制

機 関	内 容
県	(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。 (2) 職員の参集 職員の参集は、第2配備体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。 (3) 東海地震注意情報をうけた時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

	① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ② 社会的混乱防止のため必要な措置 ③ 市町村、各防災機関との連絡調整
県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等
第三管区海上保安本部	職員の非常招集及び巡視艇の待機の措置をとる。
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し、連絡・調整を実施する。
東日本電信電話(株) 千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ(千葉支店) KDDI(株)	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東京支社	(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び、現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 (2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所にて非常参集する。
その他各防災機関	東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

3. 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送、株式会社ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

4. 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

第2編 地震・津波災害編 第4章 東海地震対応計画
 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

機 関	体 制
県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 (3) その他必要な事項
県警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 市民等及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道(株)	東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 (1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 ① 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ② 当該地域内を運転する旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ③ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 ④ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 ⑤ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 (2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 (3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 (5) 状況により警察官の応援要請をする。
東日本電信電話(株)	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑・グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置

1. 活動体制

(1) 市の活動体制

- ① 災害対策本部の設置
 警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。
- ② 本部の設置場所
 災害対策本部は、市役所本庁舎4階会議室に設置する。
- ③ 本部の組織
 第2章第1節「災害応急活動体制」による。
- ④ 所掌事務
 - ア. 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
 - イ. 各防災機関の業務に係る連絡調整
 - ウ. 社会的混乱防止に係る施策の実施
 - エ. 報道機関等への情報提供
 - オ. その他必要な事項
- ⑤ 職員の動員
 第2章第1節「災害応急活動体制」による。

(2) 関係機関の活動体制

機 関	内 容
県	千葉県地域防災計画による。
県警察	(1) 警戒体制の発令 (2) 警備本部の設置
第三管区海上保安本部	(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 地区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 <ol style="list-style-type: none"> ① 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 ② 対策本部船舶の運用に関すること。 ③ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 計画に基づき災害派遣準備を実施

機 関	内 容
東日本電信電話(株)千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ(千葉支店) KDDI(株)	(1) 情報連絡室の設置 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道(株)千葉支社 東京支社	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
その他の防災機関	(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

2. 警戒宣言の伝達及び広報

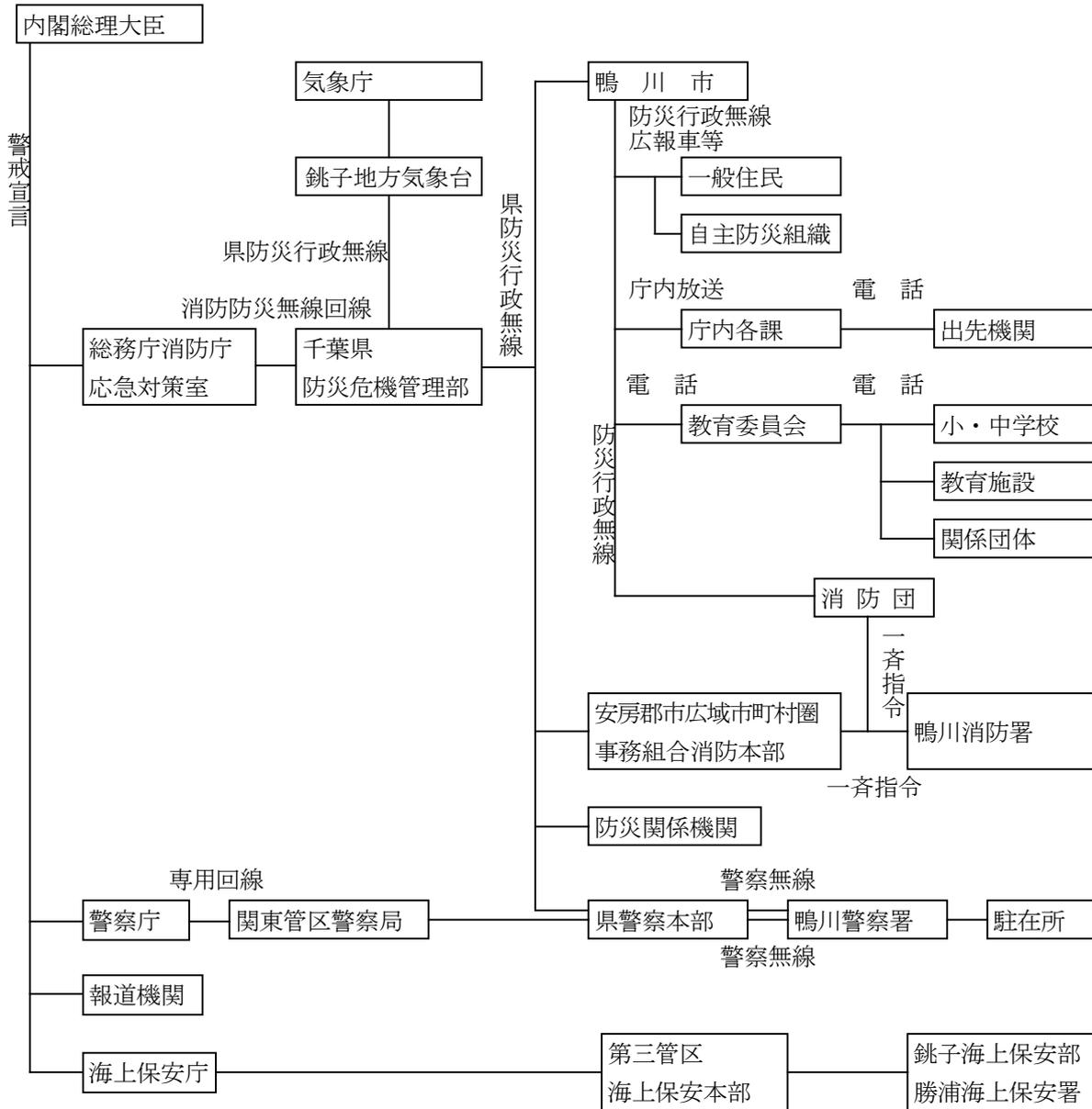
警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民への広報を実施する。

(1) 警戒宣言の伝達

① 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりとする。

■警戒宣言等の伝達経路



② 伝達体制

- ア. 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。
- イ. 一般住民に対しては、防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレン吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

警鐘	サイレン
(5点)	(約45秒) (約45秒)
●—●—●—●—●—●—●—●—●—●	●— ●—
	(間隔約15秒)

- 備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。
2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

③ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア. 警戒宣言等の内容
- イ. 本市への影響予想
- ウ. 各機関がとるべき体制
- エ. その他の必要事項

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

① 市の広報

市は、警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておくものとする。

ア. 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 住民及び事業所のとるべき防災措置・混乱防止措置
 - a. 火の注意
 - b. 水のくみおき
 - c. 家具類の転倒防止等
- (ウ) 混乱防止のための対応措置
 - a. 道路交通の混乱防止のための広報
 - b. 電話の輻輳による混乱防止のための広報
- (エ) 避難が必要な地域住民への避難の呼びかけ
- (オ) その他地震防災応急対策の内容と実施状況

イ. 広報の実施方法

防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

② 各防災機関の広報

住民及び施設利用者等への広報は市に準じて行う。

ア. 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の対応状況及び施設利用者等への協力体制
- (ウ) その他必要と認める事項
- (エ) 広報の実施方法

イ. 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等への情報伝達の方法を具体的に定めておく。

③ 住民及び事業所のとるべき防災措置・混乱防止措置のあらまし

ア. 情報を集める

(テレビ・ラジオの情報、市の情報等)

イ. 火の始末

- (ア) 火を消す
- (イ) ガスの元栓を締める。プロパンガスボンベを倒れないようにして、元栓を締める。
- (ウ) 危険物を安全な場所に移す。

- (エ) 電気器具のコンセントを抜くなどの安全措置。
- (オ) 火の使用が必要な場所では、十分な注意をする。
- ウ. 児童・園児の引取
- エ. 家の整理
 - (ア) 家族の役割分担
 - (イ) 棚上の物を降ろす
 - (ウ) 家具の転倒防止
 - (エ) 窓ガラスなどにガムテープを貼る
 - (オ) 出入口を確保する
- オ. 水と消火の準備
 - (ア) 消火器、バケツ等の用意
 - (イ) 飲料水の確保及び水の汲みおき
- カ. 身軽な服装(活動しやすい服装、頭を保護するもの等)
- キ. 非常時持出品を確認
 - (ア) 非常時持出袋
 - (イ) 懐中電灯、ローソク類、マッチ、ライター等
 - (ウ) ラジオ等
 - (エ) 応急医薬品
 - (オ) 飲料水、水筒、非常食糧
 - (カ) 衣類、毛布等
 - (キ) その他
- ク. 混乱防止の呼びかけ
 - (ア) デパート、商店街等の買い出しによる混乱防止
 - (イ) 自動車利用の自粛、道路交通混乱の防止
 - (ウ) 時差退社、駅等の交通混雑防止
 - (エ) 電話の集中使用の防止
 - (オ) 金融機関の混乱防止

(3) 報道機関への発表

市災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

3. 水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して、消防本部と協力して、次の事項を基本として対応措置を講じる。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 火災・水害等防除のための警戒
- ③ 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- ④ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- ⑤ 自主防災組織等の防災活動への指導
- ⑥ 資機材の点検整備の実施

4. 交通・公共輸送対策

(1) 道路対策

警戒宣言が発せられた場合、道路管理者は緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関（県道管理者）との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

① 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

② 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(2) 鉄道対策

警戒宣言が発せられた場合における東日本旅客鉄道（株）の主な対策措置は、次のとおりである。

① 警戒宣言の伝達

ア．機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ．運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ．旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の乗務員は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

② 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア．東日本旅客鉄道（株）の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道（株）本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ．各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

③ 列車の運転規制

ア．警戒宣言が発令された時の千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	内房	千倉～安房鴨川	22.8km
	外房	御宿～安房鴨川	27.9km

イ．駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

④ 乗車券の取扱い

ア．強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ．状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ．強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(3) 海上交通対策

海上、港湾関係各機関は万一に備え、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発令された時は、次の対策を講じる。

① 海上保安対策等

勝浦海上保安署は、次の対策を講じる。

- ア. 県若しくは海上保安庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内、港湾関係団体に伝達する。
- イ. 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。
- ウ. 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全通報によって周知する。
- エ. 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- オ. 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- カ. 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

② 漁船対策

千葉県水産情報センター及び勝浦漁業無線局は、次の対策を講じる。

- ア. 非常用発電機の点検と始動待機
- イ. 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による緊急周知
- ウ. 空中線の点検、補強と切断対策の実施
- エ. 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
- オ. 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

5. 上下水道、ガス、電気、通信等対策

(1) 上水道対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

① 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

② 人員の確保、資機材の点検整備等

ア. 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

イ. 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

③ 施設の保安措置等

- ア. 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。
- イ. 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

ウ. 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送水量の調整を行う。

エ. 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

④ 広 報

警戒宣言が発せられた場合、住民等への緊急貯水の呼びかけ、市ホームページによる広報等により広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ① 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 ② 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広 報 手 段	(1) 広報車等による広報の実施 (2) 防災行政無線を使用しての広報 (3) 市ホームページによる広報 (4) 水道工事店の店頭に掲報文の掲示を依頼する

(2) 下水道対策

① 施設等の保安措置

ア. 危険物を取扱う排水機場の運転管理については、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

イ. 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

② 危険物等に対する措置

石油類等についてはタンク等のバルブの閉鎖、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

(3) ガス対策

ガスボンベの固定や設備の点検を行う。

(4) 電気対策

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

① 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

② 人員の確保、資機材の点検整備等

ア. 要員の確保

非常災害対策支部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ. 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各支部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

③ 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア. 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ. 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話（株）、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ. 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

④ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること (3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (5) その他必要な事項
広報手段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

(5) 通信対策

【東日本電信電話（株）千葉支店が実施する通信対策】

東日本電信電話（株）千葉支店は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

① 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア. 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ. 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

② 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

③ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア. 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認

イ. 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ. 工事中施設等の安全措置

④ 応急対策

ア. 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ. 手動通話、番号案内

(ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。

(イ) 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ. 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ. 窓口業務

平常業務を行う。

⑤ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

【(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店及びKDD I (株) が実施する通信対策】

(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

① 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。

② 資機材の点検、確認等

ア. 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ. 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ. 工事中施設等の安全対策

③ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア. 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ. 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

6. 学校・病院・社会福祉施設等対策

(1) 学校対策

市は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- ① 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- ② 児童生徒等の下校方法については、安全を確かめ実態に応じて下校させる。
 - ア. 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ. 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
 - ウ. 引き渡し相手は原則として保護者とするが、種々の事情を考慮し保護者以外の者が引き取り手とならざるをえないときは、事前に把握し混乱のないようにする。
- ③ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- ④ 家族への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- ⑤ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- ⑥ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- ⑦ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- ⑧ 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

(2) 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- ① 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- ② 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- ③ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- ④ 入院患者の安全確保に万全を期す。
- ⑤ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- ⑥ 水及び食糧の確保を図る。

なお、国保病院の具体的対応は、次のとおりである。

ア. 診療方針

- (ア) 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
- (イ) 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- (ウ) 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- (エ) 救急患者の受入れ体制を講じる。
- (オ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
- (カ) 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講じる。

イ. 来院者、入院患者等への情報の伝達、取るべき行動に関する指示

- (ア) 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ. 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

(ア) 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃性の設備については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められ点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。

(イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。

(3) 社会福祉施設等対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

① 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

② 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

③ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

④ 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

⑤ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

⑥ 保護者への当該施設の対応計画の事前周知措置

⑦ その他必要な事項

7. 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

(1) 警戒宣言時の措置

① 避難勧告・指示

市長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

② 避難所の確認

ア. 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ. 防災設備等を確認する。

ウ. 給食、給水用資機材を確認する。

エ. 衣料品等生活必需物資を確認する。

③ 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

④ 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、市、消防署等関係機関に通知する。

- ⑤ 職員の派遣
避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。
- ⑥ 要配慮者への援護措置
- ⑦ 幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。
- ⑧ 給食、給水措置
給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。
- ⑨ 生活必需物資の給与
- ⑩ その他
避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ① 避難対象地区の選定
関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。
- ② 避難所の指定
避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。
- ③ 避難勧告、指示体制の確立
防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。
- ④ 情報伝達体制の確立
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。
- ⑤ 要配慮者への援護体制の確立
幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。
- ⑥ 住民への周知
避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

8. 生活物資対策

市は、警戒宣言において、次の措置をとる。

- ① 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店等に対し、できるだけ営業の継続、売り惜しみをしないよう呼びかける。
- ② 市民に対して、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買い占め・買い急ぎ等の抑制を広報車、防災行政無線等により呼びかける。

9. 金融対策

金融機関及び郵便局は、警戒宣言時において、次の措置をとる。

(1) 金融機関の措置

- ① 金融機関及び郵便局は、できるだけ窓口業務を確保する。
- ② 金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮する。
- ③ 金融機関及び郵便局は、店頭顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮する。

(2) 市の広報

広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

- ① 市民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況
- ② 急いで預金を引き出す必要のないこと

(3) 市税の対応措置

- ① 警戒宣言発令による交通混乱等が発生、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について状況に応じ適切に対処する。
- ② 警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講ずる。
県においても、県税は前記同様な対応措置をとることとしている。

10. 救護救援・防疫対策

(1) 救護救援対策

- ① 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

県病院局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。 (2) 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 (3) 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 (4) 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。 (5) 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。
日本赤十字社 千葉県支部	<p>警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。 (2) 救護班の待機 成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。 (3) 血液業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。 ② 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。 (4) 生活物資、防災資材、人員などの配備手配 警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出勤措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。
千葉県医師会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区歯科医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示す

歯科医師会	る。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
-------	---

(2) 防疫対策

① 県が行う業務

- ア. 健康福祉センターは、検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、地区医師会の協力を得て班（1班の編成：医師1名、保健師又は看護師1名、その他2名）の編成を行う。
- イ. 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、健康福祉センターは、管轄市に周知徹底を図る。
- ウ. 防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。
- エ. 健康福祉センターは、当該市町村が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、市に対し、飲料水の安全確保について指導する。

② 市が行う業務

- 健康福祉センターの指導及び指示に基づき、次の業務を行う。
- ア. 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等について準備する
- イ. 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量について確認する。

11. その他の対策

(1) 食料の確保

- ① 市は、米穀の確保にあたっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。
- ② 米穀小売販売業者又は卸売業者等へとう精準備体制をとるよう指示する。
- ③ 「物資の供給協力に関する協定」締結先である民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 緊急輸送対策

地震発生後の応急対策に必要な物資、車両等について関係機関の協力を得て確保する。

(3) 市が管理・運営する施設対策

警戒宣言が発令された場合、市が管理運営する社会教育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。

なお、行事が予定されているときは、主催者に自粛の協力を呼びかける。

また、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置等を講じる。

(4) 危険な動物の逃走防止

警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- ① 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。
- ② 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる

第4節 住民等がとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、次のとおり被害の発生が予想される。

- (1) 壁に割れ目が入る
- (2) 墓石・石どうろうが倒れる
- (3) 煙突・石垣などが破損する
- (4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする
- (5) ブロック塀が倒壊する
- (6) 処方箋のコピーを用意しておく

また、東海地震注意情報発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。このため、国、県、市を始め、防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

1. 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> (1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 家屋の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 ② ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> ① タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 ② 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ③ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> ① ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ② プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ③ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ④ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ② 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。

区分	と る べ き 措 置
平常時	<p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>① 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日以上準備しておく（1人1日分の生命水約3リットル）。</p> <p>② 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。</p> <p>① お薬手帳を用意しておく。</p> <p>② 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にに入れて準備しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。</p> <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>ラジオ等、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ、モバイルバッテリー等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。</p> <p>市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>① 東海地震注意情報、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</p> <p>③ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引出しを自粛する。</p>

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>① 市町村等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>② 市、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>① 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>② 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>③ ベランダの置物をかたずける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>① 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>② ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>③ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>④ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食糧を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>① 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>② 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>① 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引出しを自粛する。</p>

2. 自主防災組織のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ① 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 ② 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ③ 地域内の消防水利を把握する。 ④ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 ⑤ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ① 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 ② 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ③ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ① 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 ② 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意 情報発表から 警戒宣言が発令 されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が 発令されてから 地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ① 自主防災組織の編成を確認する。 ② 自主防災組織本部を設置する。 ③ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける（「1. 住民のとるべき措置」を参照のこと）。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、老人、病弱者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治的活動をする団体(区・町内会等)が、この基準に準拠して対応措置をとる。

3. 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規定を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>① 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>② 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>① 従業員の防災知識の高揚</p> <p>② 従業員の安否確認方法、従業員の帰宅対策</p> <p>③ 従業員の顧客への安全対策措置に係る教育研修</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>① 施設、設備の定期点検</p> <p>② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>① 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>② 消防水利、機材の整備点検</p> <p>③ 商品の整備点検</p> <p>④ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>① 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>② 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意 情報発表 (報道開始時) から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員への安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>
警戒宣言が 発令されてから 地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <p>① 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>② 自衛防災本部を設置する。</p> <p>③ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p>

区分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(3) 危険防止措置を確認する。</p> <p>① 施設、設備を確認する。</p> <p>② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。</p> <p>① 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</p> <p>② 火気使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>③ 消防水利、機材を確認する。</p> <p>④ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。</p> <p>なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。</p> <p>市、県、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引出しを自粛する。</p>